

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第58号 平成30年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○仲山委員

おはようございます。この7月の豪雨災害時のことなんですけれども、市内の小学校が避難所として使われたというのがありました。特に三井小学校においては、人数も多く、避難所としての対応がいろいろ多岐にわたったのではないかと思いますけれども、施設を管理する側として、いらっしゃった職員の方が、避難者の対応までやっていただいたと、結構きめ細かく対応されたということは聞いております。施設の管理サイドからして、避難者を受け入れたりとか、開設に当たって気づき等を既に聞き取りになり、集約に向けて何かやっておられるでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。

○太田教育総務課長

避難所開設時の三井小学校での気づきということでございます。

三井小学校につきましては、委員御案内のように、教職員の方や地域の方々が手伝っていただいております。その中で、閉設後に、三井小学校の教職員のほうにお聞きした点がございますので、それについて述べさせていただきたいと思います。

2点ほど意見を聞いております。

1点目が、体育館のトイレについてでございます。200名を超える避難者がいらっしやいましたので、トイレの基数が少ないこと、洋式トイレがないこと、また、女性トイレは男性トイレの前を横切らないと入っていけないことなど、そういったプライバシーの保護やトイレ関係のことについての気づきを聞いております。

これにつきましては、校舎を開放し、校舎内のトイレを御利用いただくということで、解決したということも聞いております。

2点目が、体育館で過ごす生活環境の確保のことを言われていました。体育館の床の上にごぎを引いて、その上に毛布を引くということになります。避難が長期化した場合、いかに避難者の居住環境を確保していくのかについて、学校の先生としては少し不安を感じたということの御意見をいただきました。

以上でございます。

○仲山委員

施設側のほうとしてという意味でいえば、トイレのことなんか特に際立って話が出たんだと思うんですけれども、そのほかよくある話ですけれども、校舎の中どこまで使ってもいいのかとか、そういうふうなことが今回長期にわたらなかつたんで、それほど問題が出なかつたのではないかと思うんですけれども、そういったような話というのは、校舎を、先ほどトイレは使ったということですけど、それ以外に使ったりとかいうことで、何かトラブルのもとになるようなことが想定されるようなこととかなかつたでしょうか。

○太田教育総務課長

三井小学校におきましては、校舎内を一部開放いたしました。それにつきましては、教職員も詰めておりましたし、そこでのトラブルについてはなかつたという報告を受けております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。長期間にわたったときに、またいろいろと問題が出てくるんだと思いますけれども、今回の場合はそういったことがされてるということ、了解しました。

続けてあと3点ほどありますが、やらせていただきます。

これまでも質問してきていることですが、大和民俗資料館の資料処遇ということについて、もう、いよいよのところだと思いますが、そのことによくなっておりませうでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

現在、所有展示物につきまして、現物の確認及びリストの作成等を行っております。移管物についての検討も進めておりますが、もとの所有者、寄贈者につきましては、寄贈時期が昭和50年から54年ぐらいまでのものが大半でございます。個別の連絡が困難なケース等も想定される部分がありますので、市広報とかホームページでの呼びかけ等を検討しておるところでございます。

○仲山委員

寄贈者の方に対して丁寧なアプローチをされているということ、わかりました。

リストをつくっていらっしゃいますが、実際にざっとですけども、廃棄処分がよほど多くなれない限りは、どこかに移動させるということになると。それも、文化センターの地下の倉庫、もしくはふるさと郷土館のほうへとといったようなことを検討されているような話を以前聞いたかと思うんですけれども、実際に、文化センターの地下も結構い

っばいであります。ふるさと郷土館のほうも、ぐるっと見たところ、ちょっとそうしまうところがあるようには思えないこともあるんですけども、小学校の空き教室とかに一旦移すというようなことは考えられるでしょうか。

考え方によっては、大和エリアの小学校のほうで、展示も兼ねて収容しちゃうという手もあるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりは検討の余地はありませんか。

○原田文化・社会教育課長

学校の空き教室の活用というお話でございました。これにつきましては、学校の運営等との兼ね合いもありますので、現在のところ選択肢としては考えられると思いますが、スペースを検討する中で、それほど順位の高い選択肢とは思ってはおりません。

○仲山委員

わかりました。多分、収容、収納するところを苦労されると思うので、アイデアの一つとして置いていただければと思います。

あそこに収蔵されているものと、同様というんでしょうか、同じようなタイプの生活文化の資料が、このたびの災害で、災害ごみとして大量に廃棄されているのを結構目にしました。やはりいろんなことが、何か起きると、そういうものは捨てられてしまうということもあります。

生活文化の記録というのは、やはり町にとってアイデンティティー、自分たちの寄って立つところの一つだと思いますので、やはり収集、保存、活用ということを生活文化の、何ていうんでしょうか、生活習慣だとか、行事であるとか、そういったようなものも前お願いしたかと思うんですけど、そういうものも含めて今やらないと、もう残せないという時期にきてると思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

次に、これは、8月の24日の新聞のほうに報道されたことで、外国籍といいますか、外国人の住民の方が、周南3市を比較してという記事があったんですけども、光市のほうも見ますと、376人、7月の31日現在で住んでらっしゃる。中には、国籍は日本ではないけれども、日本で生まれ育った方というのも結構多いかと思うんですけども、よそから移り住まれた方もそこそこいらっしゃるのではないかと思います。日本語を十分に理解できない居住者の方、あるいはその子弟というのもいらっしゃるかと思います。市内の小中学校に通学している例がありますでしょうか。また、ある場合には、学校のほうでは、それに対してどのように対応されているかお伺いしたいと思います。

○和田学校教育課長

日本語指導が必要な児童生徒のことについての御質問ですけども、本市におきましても、個別に日本語指導が必要な児童生徒がおります。

支援が必要な児童生徒につきましては、光市に転入してこられた際に、市民部または学校から教育委員会のほうに情報を入れていただいているところです。

できる限り早い段階で、該当する児童生徒、保護者と面談をさせていただき、支援のあり方について確認をし、学校と協議をした上で支援方法を決定しています。

支援方法としましては、山口県の国際交流協会、または、光市社会福祉協議会、福祉保健部等と連携を図りまして、必要に応じて通訳ボランティアを依頼したり、または学校で日本語指導等の個別指導の時間を設けたりするなどの対応に努めています。

以上でございます。

○仲山委員

丁寧な返答ありがとうございました。そういった支援が行われているという例というのは、どうなのでしょう、実際には結構増えてきている、あるいは、そんなに増えているというほどではない、そのあたりの状況はどうなのでしょう。

○和田学校教育課長

ここ数年の推移を見ますと、増えているという状況は確認をしておりません。年に1名ないし2名という状況で転入してこられている状況です。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。状況は大体わかりました。丁寧な対応をされているようですので、安心しました。

もう一点、光市文化祭というのがあります。これから10月から、たしか12月にかけてだったと思いますけれども、ホールそれから文化センターあたりを中心に、順次、芸能、芸術、文芸等の発表の場が設けられています。言ってみれば、市民の文化活動の祭典と言っているようなものかと思えます。

ところが、なかなかこの情報が少ないといえますか、目につくことが少なく、私の周りでも余り知られてないというような状況を感じております。

たどっていきますと、市のホームページのほうでは、各催し物の内容がやや細かく出ていたりするんですけども、印刷物等、広く目に触れるところでは、何をやるのかちょっとよくわからないような、ただ日にちとタイトルだけが並んでるような表を目にするように思うんですけども、その表示の仕方もそうですけれども、その広報の仕方として、周知のためにどのようにされているのかお伺いします。

○原田文化・社会教育課長

文化祭の周知に関する御質問だと思います。現状といたしましては、市の広報やホームページへの掲載、またポスターの掲示等の対応をとるとともに、記者発表を行い、地元紙等への掲載をお願いしているというような部分がございます。

委員おっしゃられるように、細かい情報については、スペース的な制約があるため、ホームページ等の掲載が主になっておるのが現状でございますが、PRの方法等については、今後さらに浸透しやすいような方法を考えていきたいと思っております。

○仲山委員

これは、いつも出ることですけれども、広報に載せても、なかなか端から端まで見ていただけないということもあつたりします。

また、記者のほうにも一括でぼんといってしまうと、期間長くて、幾つもの催し物が連続して行われるというタイプの文化祭ですので、1回だけやったらあと結構長期間なので、忘れ去られてしまうというようなこともあるかと思います。

その辺も含めて、広報の仕方、やるものについて、ある程度、芸能の何っていうのが、その都度ある程度出されるとか、あるいは広報の仕方として、新聞のほうに載るときに、どういうふうに乗せているかだとか、チラシをどこでどういうふうに乗るとするか、手に届くようにするかとか、いろいろと工夫をされるころはあるかと思いますが、ぜひ、せっかく皆さん活動をやっているらっしゃって、晴れの発表の場ですので、より多くの人に見ていただくというのが、次の文化活動をされる方につながっていくんだと思いますので、ぜひとも工夫してやっていただければと思います。

以上です。

○田邊委員

おはようございます。何点か質問させていただきます。

7月の豪雨時に、多くの避難所が開設されました。その中でも、三井小学校においては、先ほども仲山委員が質問されたように、児童も手厚い対応をされたと聞いておりますが、その対応についてすばらしいものであると感謝しております。

今回の質問の中で、議員が、避難所として教室の開放をできないかとの質問に対し、課題も多いとの答弁があった。児童生徒が日中教室を使用している中で、放課後、開放はなかなか難しいとの内容だったと理解したが、避難所として体育館が使用されるなら、不安の中、少しでも安心して快適に避難生活を送るためには、やはりエアコンの設置が必要ではないかと、これは、普通教室と同じく、今回、体育館のエアコンもちょっと議論となつてると思われるのですが、そういった考え方をお願いします。

○太田教育総務課長

体育館のエアコン設置に関する御質問でございます。このたびの夏の豪雨のように、夏に災害が発生いたしまして、避難が長期にわたる可能性も考えますと、避難所としてはそういったことについても検討する必要があるとも考えますけれども、体育館ともなりますと、かなり大型の空調機器の設置が必要となります。そうなりますと、費用も相当にかかるものと思われまふ。

空調設備のことがさまざま議論されておりますけれども、まずは喫緊の課題であります教室のエアコン設置、これを優先して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。6月議会でも、トイレとエアコンを、私も質問しました。そのときに、今はトイレ、早急にやっているというところで、エアコンもやると、やっぱりそれだけ

の負担がかかるというのは、私も理解しております。

しかしながら、体育館にエアコンを設置する場合の補助などが、国などの補助があるんですけど、そういったものを教育委員会のほうでは知っておるのでしょうか。

○太田教育総務課長

補助に関する御質問でございます。1つは文部科学省におきます学校施設環境改善交付金が、体育館施設にも該当すると考えています。それ以外につきましては、詳細には承知しておりませんが、総務省のほうで、防災・減災に係るものがあったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。現状で、こういった災害が続く中で、いろいろな国のほうもそういったことを、そういったエアコンとか、いろいろなもので、そういった補助金を出している制度は、いろいろ僕も知っているんですけど。今、ここで2点紹介しますが、先ほど教育委員会のほうから言われた文科省の公立学校施設整備として用意している国庫負担補助金事業は、公立学校施設整備費負担金と学校施設環境改善交付金なんですけど、その中で、これは、エアコンをめぐる動向ですけど、これは、交付金については、対象は公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校また幼稚園までなんですけど、その対象施設の中に、児童生徒及び教職員等が使用する全ての部屋、特別教室や体育館も含むということについてなっております。

これは、だから、文科省のほうの補助金なんです、交付金なんですけど、そしてもう一点は、総務省のほうの緊急防災減災事業債、これでも指定避難所になっている体育館に、エアコンを整備することができるということになっております。

この地方債は、公共施設の耐震化や非常用電源の整備をはじめ、Jアラートなどの情報網の構築、また、防災拠点の整備などを進める地方単独事業を対象とする制度だと聞いております。これは、熊本災害からの指定避難所で、エアコンの設置も対象となりました。

こういったことで、文科省と総務省がこういったことを出しておりますので、今後も、喫緊の課題は普通教室なんですけど、今後、先ではそういったものも必要と成ると、また考えるところもあると思うんで、ぜひともそういったものを活用して、よろしく願いします。

体育館のエアコンのほうは以上です。

それと2点目は、9月の熱中症対策についてなんですけど、これは、夏休み明け、9月より小学校は午前中で終了し、昼食後に下校しておりました。中学校は、各校とも通常どおりありました。

中学校では、体育祭の準備が、夏休みの終盤と重なって、熱中症対策どころか、外での活動が多くなってしまったという声を聞いております。

中学校においても、小学校と同様に、昼から下校するべきではなかったのでしょうか。

こういったところをちょっとお教えてください。

○和田学校教育課長

委員お示しのとおり、今年の夏は大変記録的な高温になりまして、全国的に熱中症等で体調を崩す事案が発生する中、文部科学省が8月7日付で、学校の夏期における休業日に関する児童生徒等の健康確保に向けた対応等についてという文書が発出されました。

これを受け、児童生徒の健康保持を最優先に考えて、本市におきまして委員お示しの対応をさせていただきました。

中学校におきましては、9月の第1週から、全ての中学校で体育祭に向けての計画が予定されており、また、生徒の発達の段階を考慮した上で、午後についても授業を実施いたしました。

しかし、例年以上に熱中症対策を講じることと、予定を工夫してできる限り生徒の下校時刻を早めることを通知し、各中学校において生徒の健康の確保に努めたところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。そういった体育祭の行事が例年どおり重なっていて、急にことしの夏は酷暑ということで、8月7日付で対応が来たということで、本市もそういった対応に則って、できる範囲でやったということは理解しました。

この問題というのは、ことしの夏に全国的に酷暑が続いたんですけど、7月19日に、新聞によるんですけど、各地で、7月19日に35度以上の猛暑日となったんです。それで、その日だけで2,600人以上の救急搬送がされて、10人が死亡したというところがあるんです。その中で、全国の学校では、学校行事の最中に熱中症の症状を訴える子供が相次いだと。

そして、7月17日には、愛知県の豊田市で小学校1年生の男児が、学校で意識を失い、搬送先の病院で亡くなる痛ましい事故が起こったということです。

光市でも、ことし、また来年、続いてこういった酷暑の場合は、熱中症、児童の熱中症には十分注意して、また対応をお願いしたいと思っております。

熱中症は以上です。

そして、3点目の、ちょっとこれは家庭教育支援法案についての話なんですけど、光市では、家庭教育支援法案は、現在進められているのか、そういったところを教えてください。

○原田文化・社会教育課長

家庭教育支援法案についてのお尋ねでございますが、地方議会等でこの法案に関する動きがあることは承知しておりますが、現時点で家庭教育支援法がまだ制定されておられません。したがって、法律内容等も確定してない状況でございますので、この法案に対応した動きは、光市教育委員会としてはございませんし、同法案に関することについて

は、答弁はなかなか難しいかなと考えております。

○田邊委員

家庭教育支援法案についてなんですけど、地方議会で家庭教育支援法案を制定を求める意見書が提出され、いろいろ問題になってると思うんですけど、この法案自体が、国側の家庭教育支援の基本方針を定め、地方公共団体は国の基本方針を参酌して、さらに当該地方公共団体の基本方針を定め、保護者に対する学習機会や情報の提供や啓発活動、また、学校や保育所の設置等、地域住民に対し、その施策へ協力を求めることなどを内容としていることなんですけど、これは、いわゆる現行憲法24条が謳う家庭の中での男女平等や個人の尊厳を基本的に否定する価値観が示されていますので、この家庭教育支援法案については、ぜひとも慎重にお願いしたいと、ここで要望をしておきます。

家庭教育支援法案については、まだ本市では国の動向でということなんで、理解できませんでした。

続いてまだありますので、よろしく申し上げます。

教職員の働き方改革なんですけど、文科省の中央審議会で設置した学校における働き方改革特別部会の会合が開かれた当日、8月30日ですね、朝、文科省の1年単位の変形労働時間制を導入する方針で動いているということになって、これが議論されているんですけど、8月30日時点の変形労働制を取り入れるというこの概要などは、光市の教育委員会では把握してるんでしょうか。

○和田学校教育課長

今お示しの中央教育審議会、学校における働き方改革特別部会におきまして、1年を単位とした変形労働時間制について、今後の制度の検討を行う際の選択肢の一つとして示されたところですよ。

しかし、本制度の導入に向けては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の法や条例の改正が必要であることから、今後、国の動向等については継続的に注視をしてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○田邊委員

この変形労働時間制は、簡単に言うと、1年の中で、この中で論議されたのは、閑散期、いわゆる事務量が比較的少ない時期の労働時間を短くして、その分だけ繁忙期は、いわゆる業務量が比較的多い時期の労働時間を長くしようとする方法なんですけど、労働基準法は、労働時間の上限を原則として1日8時間また週40時間としており、教員の規制の対象となっております。

一方で、労基法の1カ月や1年といった一定期間の平均で労働時間を計算する変形労働時間は、認めておるんですけど、教職員にとっては、多忙化が変形労働時間制を導入したことで解消できるかというのははっきりしないんですけど、私が思うのには、今の給特法をまた変えてもらうということを思っております。

そういったことで、仮にそういった国の動向で変形労働時間制を取り入れるならば、また慎重に検討することをお願いします。

以上です。

それと、もう一点あります。すいません。

それに伴って、似たようなもんなんですけど、教員の在校時間の数値目標を盛り込んでいる都道府県教育委員会が多く、山口県もそういったことをしているということを聞いたんですけど、そういったものはどう考えておられるかと、教えてください。

○和田学校教育課長

教職員の労働時間についての御質問ですけれども、山口県におきましても、時間外労働時間についての削減目標を設定しております。

その目標は、平成29年度から3年間で、教員の時間外業務時間を30%削減するという目標です。

これに準じまして、本市の教職員におきましても、時間外業務時間が削減できるように、各学校と連携協力を図りながら、現在、進めているところです。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。そういった部分でいろいろ、教職員の多忙化についての対策はいろいろしてると、安心しました。30%の削減する方向ということで、今、理解しました。

しかしながら、超過勤務時間については、民間などで適用される労働基準法の上限である月45時間以内、この月45時間以内が望ましいと思いますので、そういったところをよろしくをお願いします。

最後の質問です。これは、生徒のことなんですけど、水泳、陸上の記録会を光市は一堂に集めて開催してると思われますが、通信制、つまり各校などで計測した記録をもって上位大会の出場を決めるとなるとすれば、児童生徒の負担及び先生の負担も減ると思うんですけど、そういったところ少し聞いてみたいんですけど、お答えください。

○和田学校教育課長

本市におきましては、小学校体育連盟と教育委員会が主催となりまして、夏期休業中、7月に光市水泳記録大会を実施しております。

この水泳記録会は、2会場で分かれての実施です。

また、10月におきましては、陸上記録大会を実施しております。これは、1つの会場で行っております。

他市の状況ですけれども、どちらか一方を1会場で行ったり、残りの1つの競技は通信制でやったりという取り組みをしているところもございます。

本市は、水泳も陸上も一堂に会して大会を行っておりますけれども、今後、教職員の業務改善または児童の負担ということも考慮しながら、小学校体育連盟と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。今後とも、いろいろ児童生徒の負担など、先生の負担、しかしながら、体育の場合はやっぱり、いろいろそういった集めてやるほうがいいと、私も思うところもあるんですけど、そういった負担があったり、そういったものがあるととなると、改善していかなくはないのかなとも思います。今後とも努力して、そういったところを改善してください。

以上で私の質問は終わります。

○林委員

おはようございます。それでは、トイレの改修工事についてお尋ねをいたします。

現在、お取り組みいただいております小中学校の和式から洋式への改修工事に関してでございますけれど、現在までの進捗状況をお知らせください。

○太田教育総務課長

トイレ改修の進捗状況ということでございます。平成29年度に4校、島田小と浅江小と島田中と室積中学校ですけれども、これは、設計を終えまして、本年度その4校の工事を実施しておるところでございます。

平成30年度におきましては、4校、光井小、三井小学校、周防小学校、光井中学校の改修の設計を行っているところでございます。

以上でございます。

○林委員

これは、平成29年度も4校していただいて、また、30年度も4校ということで、今、設計ということでございましたけれど、これは、例えば、設計、施工、そして施工となると、学校、小中学校の夏休みとか冬休みに工事をしていただくのが一番ベストだと思うわけなんですけれど、そういう状況ではないということで受けとめていいんでしょうか、どうでしょうか。

○太田教育総務課長

工事の現状についての御質問と理解しております。平成30年度につきましては、先ほど申しました4校について工事を行っていくわけでございますが、まず、入札の状況から説明いたしますと、年度当初の4月から起案や入札に関する準備を行っております。準備に一定の期間を要しますので、入札は6月に行っております。一部、不落札となりましたが、再入札によって落札をしております。

当初に入札できた工事については、7月上旬からの工期となっておりますので、夏休み期間も利用した工事となっております。

また、再入札となった工事につきましては、夏休み期間に工事に入ることが難しくな

りましたが、逆に冬休みの期間に入ってまいりますので、そうした期間も利用して、効率的に工事を進められるものというふうに考えております。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。ちょっとこれ、私にわからないものですから、お尋ねいたしますけど、29年度も4校、今回も4校ということでございますけれど、30年度もですね。これは、学校によって1棟が何基とかありますよね、その人数によって、生徒さん、児童によって。それを、1棟を、1校が1棟、例えば、今おっしゃった4校は、1棟ずつするという、ちょっと言い方が悪いんですけど、生徒さんが多い学校は、やっぱり1棟だけじゃなくて何棟かあるやに思いますけれど、そういう調整っていうんでしょうか、工事はどういうふうにお考えでしょうか。

○太田教育総務課長

トイレの、複数棟ある学校等についての御質問だというふうに理解をしております。委員さんがお示しのとおり、学校によっては1棟しかない学校、あるいは複数棟ある学校がございます。

現在の考えとしては、児童生徒が洋式トイレ等を使いたいときに使えるようにということを、速やかに進めていくという考えのもと、工事につきましては、今現在、複数棟ある学校についてでも、そのうちの一番改修すべき棟について改修をしていくという考えで工事を進めております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。すいません、私の言い方があれでしたけれど。そういうふうにされるということは、年次的に工事はなさると思いますけれど、29年度も4校、今年度も4校ということになれば、年次的に4校ずつ工事をしていく予定と考えていいんでしょうか。今後の状況をちょっとお知らせいただきたいと思います。

○太田教育総務課長

今後の進め方についてでございます。

今年度につきましては4校の工事を行うことは、先ほど申したとおりでございます。今年度は4校の設計をしておりますので、これはまた来年度予算になりますので確定的なことは言えませんが、4校を工事する予定で予算要求をしてみたいと思います。

以降の年度についてどうしていくかということもあろうかと思います。その点につきましては、教育委員会としては、トイレにつきましては重点的に、速やかに進めていくという考えを持っており、年次的に進める中で、各年度、複数校の工事を実施したいと考えておりますが、これはまた予算を伴うことですので、財政所管課等とも協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。過去のトイレに生徒さんが、児童生徒が、今ごろ自宅でも洋式というのが常でありますので、洋式でないとトイレに行くのが困難、使用が困難という方がいらっしゃったりして、体調を崩したという例も今まであったやにお聞きしておりますので、年次的にそういうふうな対応をしていただくことをよろしく願いして、終わります。ありがとうございました。

○中本委員

それでは、就学援助制度の総合的な見直しを2月に提案されました。新年度から予算も執行しておられるということでもあります。本当に援助をしようとする世帯を援助する前提でありますので、適正な処理はされておるといふふうに思っております。

援助制度の課題がありました。認定基準、支給品目の見直し等をやられました。さらには、周知徹底をされておるといふふうに聞いてはおりますが、基準の見直し、支給品目の見直し等々で、いろんな問題はなかったのかということ、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○太田教育総務課長

就学援助に関する御質問でございます。

まず、支給品目の見直しということでございますが、宿泊に伴う校外活動費を支給するというようにしております。これにつきましては、12月に支給する予定でございますので、そのあたりの申請が上がってきておりませんが、新たに行うことでもありますから、事務的には遺漏のないように進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、もう1点が、認定基準の変更についてでございます。これにつきましては、7月に支給をしておりますので、そのあたりから御説明をさせていただきたいと思っております。

就学援助は年3回に分けて支給しております、その1回目の支給を7月に行っております。平成29年度の約3,700万円に対しまして、本年度は2,100万円となっております。入学準備金の前倒し支給の影響等を勘案しますと、実質1,000万円の影響があったのではないかと考えております。

なお、対象児童生徒数につきましては、1,000人が700人程度となっております。

認定率につきましては、現在約18%でありまして、29年度決算見込みと比較しまして8%程度の減となっております。直近の公表値の27年度分と比較しますと、全国平均値が15.2%でありますので、これに比べると高くなっておりますが、山口県の平均値が22.9%となっておりますので、これと比べると低いものとなっております。今後、追加認定も出てまいりますが、最終的には、全国平均より高いものの、県内においては中程より少し低いほうに位置するものだろうというふうに推測をしております。

以上でございます。

○中本委員

了解をいたしました。入学前の支給というのは、非常にお母さん方は喜んでおられましたので、非常によかったなというように思っております。認定率が県平均よりは若干低くなってはおりますが、30年度の予算が3,800万円、中学校が3,300万円ということでありますので、現状では今、どれぐらいの予算執行なんでしょうか。わかる範囲で。

○太田教育総務課長

具体的な数字を持ち合わせておりませんが、年3回に分けて支給をいたします。7月の支給が若干多いわけですが、総じて言いますと、3回が同等の金額に近いものになりますので、予算の3分の1程度をただいま執行しているものと考えております。

以上でございます。

○中本委員

わかりました。かなりの予算減額になっておりますので、相当基準に漏れがあったというふうに聞いてはおりますが、いろんな問題等ありませんでしたか。

○太田教育総務課長

就学援助に関する問題や課題ということでございます。

保護者のほうの反応のほうで説明をさせていただきますと、当初、認定、不認定の通知をしております。そういった中で、保護者のほうから数件の問い合わせがありまして、それにつきましては認定基準等に関して理解を得られるよう、丁寧な説明を行ったところであります。説明の中で、社会保険料控除の取り扱いの見直しや、見直しの理由なども説明をしており、一定の御理解をいただいているものと考えております。認定基準に関しましては、そういった若干のお尋ねがあったというところでもあります。

以上でございます。

○中本委員

わかりました。引き続きちゃんとした適正な支出をお願いをし、しっかりと周知の徹底をしていただきたいというふうに思います。

それから、もう1点なんですけど、現状、通学外就学、就学学校の変更ということの規則があります。現状ではその理由が5項目にわたって規則の中にあるわけですが、今、現状ではどのような状況になっているのか。わかる範囲で結構ですので、よろしくお願いたします。

○和田学校教育課長

就学学校の変更等についての御質問ですけれども、本市におきましては、他の学校へ通学する場合、または市外から通学する場合におきましては、就学学校変更許可基準、区域外就学許可基準に基づいて、教育委員会が許可をしています。

現在、小学校、中学校を合わせまして、47名の児童生徒がこの基準に基づいて学校へ通学をしています。その理由として、教育的配慮に伴うもの、または、住居変更が年度途中で行われる場合、または、部活動選択等の理由によりまして、区域外就学等をおこなっている児童生徒がいる状況です。

以上でございます。

○中本委員

年度途中は認められない。新入学の当初の申請に基づいて、他学校に就学せよということですか。

○和田学校教育課長

今、委員がお示ししていただきましたことについては、部活動の選択等の場合は、その条件で認めています。

以上でございます。

○中本委員

一番多いのは部活動、教育的配慮による理由、特に部活動が一番多いですか。

○和田学校教育課長

先ほど、小中学校の合計で人数を申しましたが、中学校のみで申しますと、22名の生徒がこの基準に基づいて通学学校を変更しております。その22名のうち8名が、部活動の選択等を理由にして、通学学校の変更をしています。

以上でございます。

○中本委員

通学区域内に部活があつて、他中学校へ行くというようなケースもあるかも知れません。基本的には通学区域内で、ある部活に、通学区域内の学校に行くというような考えが基本かなというふうに思いますので、いろんな状況がありますので、基本的には中学校に、そこに部活があるのであれば、通学区域内の部活があればそっちに行く。ない場合は、当然、他中学校へというのが認められるというように私どもは考えておりますので。

部活で言った場合は、中学校を、例えば卒業するまで、必ずその中学校にいるということが、ここに書いてありますとおりだというふうに思いますので、規則どおりちゃんとやっておられるというふうに思っておりますので、だんだん生徒が少なくなって、1中で部活がどんどんできなくなってきたときは、他中学校で同じ、組んで、部活をやっていくというのが今からは必要だというふうに思いますので。現状で、各中学校は部活に力を入れて、選手たちが勝つための喜びを、やっぱり各中学校で一生懸命やっておりますので、そのことも大事ではありますが、その辺を踏まえて、今後、しっかりと規則に基づいて、お願いをしておきますので。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重委員

2点、ちょっとお聞きいたします。

今回、災害があった後ということで、こういうときにしっかりと、ちょっと現状等をお聞きしておきたいと思います。学校、教育所管はいわゆる避難所、学校避難所の担当といますか所管を持っておられるわけですけれども、実際に避難発令が出た場合に、これは時間帯とかいろいろなこともあると思いますけれども、地域防災計画の避難所運営等によりますと、この学校避難所の開設というのはいろんな方がかかわって、やっぱりこう開設するというふうなことになるんだと思うんですけれども、実際このたびのような避難の発令が出た場合に、教育委員会としてはどのような初動、動きといたしますか、どのような対応をされて開設まで至るのか、今回通して。そのあたりをちょっと、具体的な現場の状況というものを、このたびお聞きできたらなというふうに思います。

それとあわせて、総合的に、今回こういう事態を受けて、所管としていろいろ総括的に感じられたこと等ございましたら、今後、こういう災害に対する受け入れというのは、学校避難所というのは頻度も増してくるというふうに思いますので、参考といたしますか、しっかり押さえておきたいというふうに思いますので、よろしくお聞きいたします。

○太田教育総務課長

まず、開設に当たっての教育委員会の動きという点でございます。

学校施設に関して焦点を当てて、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、土日あるいは夜間でありましたら、学校に教職員がおりませんので、発令が出ると同時に、速やかに教育委員会の職員が指示された体育館に行きまして、鍵を開けます。と同時に、受付を開設しまして、避難される方々に、名簿の書き入れをお願いして、定期的にその名簿をファクスをしていただくということになります。

その次は、避難されてきた方が何人か、複数人いらっしゃると、今度はその運営になろうかと思っております。このたびの避難に関しましては、避難所を開設しましたけれどもゼロだったところ、あるいは二、三人だったところとかもございますが、そういったところは、長期にわたらなかつたということもありまして、特段の対応はありませんでしたけれども、先ほど申し上げました三井小学校につきましては、200人を超える避難者の方が来られましたので、そういった避難者の方への対応というものが出てこようかと思っております。それにつきましても、開設に当たられた者、あるいは学校の先生方、あるいは地域の方々の協力を得ながら運営をしたところでございます。

それと、もう1つ御質問がありましたのが、総括的にどんなことを感じたか、どんな課題があったのかといったような内容の御質問だと思います。

このたび、避難所としましては、教育所管で7カ所、7施設を開設いたしましたけれども、これだけの避難所を開設したことは、過去にはなかつたのではないかなというふ

うに考えております。このたびの開設に当たって、その状況や反省点を総括して、大きく分けて3点ほど考えたことがありますので、そのことについて答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、体制についてであります。

このたびの開設は7カ所であり、他の部局の応援もあり、何とか開設することもできましたし、交代のシフトも組むことができました。しかしながら、教育委員会が所管する指定避難所は24カ所にも及びます。教育委員会の職員数は約30名程度でありますので、全てを開設しなければならないということは、よほどの災害でない限り想定できませんけれども、単純に開設するだけでも2名を要しますし、教育庁舎で指揮をする職員も必要となります。また、長時間、長期にわたる場合はシフトを組む必要もございまして、加えて、業務は避難所のことだけではなく、業務継続計画に基づき、遅滞なく的確に進めていく必要もありません。こうしたことがありますので、有事に備えての体制をしっかりと考えていく必要があるものと感じました。

次に、運営についてであります。

先ほどからも申しあげておりますけれども、7カ所の避難所のうち、ほとんど来られていない場所もありましたけれども、三井小学校のような避難所もございました。開設に際しましては2名を向かわせて開設いたしましたけれども、三井小学校では避難の方がふえるにつれて、その対応がやはり難しくなり、追加して職員を派遣したり、学校の先生やその地域の方が手伝っていただきながら、運営に当たっております。

こうした点を踏まえ、地域ボランティアや自主防災組織など、地域の方との連携した運営について、しっかりと検討していく必要があるのではないかと感じております。

最後に、3点目、施設についてであります。

多くの方を避難所として迎えることができるのは、やはり各地区にある体育館しかない点については、これはもういたし方ないところであろうかと考えておりますが、床が板であったり、プライバシーの保護、あるいは情報の伝達のことなど、長期になればなるほどさまざまな問題が発生することが想定されますので、長期になった場合、何らかの対応が必要になってくるのではないかと感じたところであります。

今、3点に集約して御答弁させていただきましたけれども、ほかにも多くの課題があるものと思われまふ。こうしたことについては、教育委員会だけで対処できるものではなく、また、他の所管の避難所についても同様の課題を抱えていると思っておりますので、防災所管等とも協議を重ね、今後の対応を考えていく必要があるものとして認識をしております。

以上でございます。

○森重委員

ありがとうございます。このたびの、やはりそういう災害を受けての大きな学びといひますか体験が、やっぱりこういうものはそのときになってみないとわからないし、やってみないとわからないということで、今後、大いにいろいろなそういう今の反省点やら今後の連携のあり方等を、次へ生かしていけるようなものを、しっかりと検討していた

だきたいというふうに思いますけれども、確かに教育所管は、やはり体育館等、今7施設と、全部合わせれば24カ所というふうなことも言われましたけれども、全部が全部、光市全域がもうやられるということになると、それどころの騒ぎじゃないような災害なんですけど、今、3つに分けていろいろ反省点等、実際に対応されての生の声といいますか、そういうものをお聞きいたしました。

これを、ですから、今もおっしゃられましたけれども、教育所管だけではなく、市全体の緊急時避難マニュアルとかそういうふうなものに、今からそれがつながって、総務を中心につながっていただきたいというふうに思いますし、防災危機管理課もそういうものを総まとめして、一つの災害に強い光市というものをつくっていく、非常に重要な体験であり、学びであり、そういうときではないかというふうに思いますので。その後の、今後のそういう対応を、全庁舎挙げてしっかり声を集約して、また一つのものに、現地でないという体験というのは学べないので、貴重な声だというふうに思うんです。特に三井小なんか多くの方がそこに避難されたというところは、そういうことを体験しないとわからない声もたくさんありますし、今、先ほど仲山委員さんのお話等も伺いまして、実際にはそういう問題もあるんだなというふうなことが、私たちもわかるような状況なので、しっかり次へつなげていただきたいことを要望いたします。ありがとうございます。

じゃあ、もう1点、ちょっとお聞きいたします。

もう1点は、児童虐待、所管としては、これは子ども家庭課のほうになるんですが、学校という組織もそういう情報共有を図るとか、また、協力を得る意味で非常に重要な組織体になりますので、ちょっとお考えをお聞きしたいと思うんですけれども、平成28年の児童福祉法等改正におきまして、児童虐待防止は県のみならず、やはり市の、市町村の責務であることが法律上明記されるようになりました。

ですから、やはり地域のことは地域、現場のことは現場ということで、だんだんこの市の責任というものも、見守り等も重要になってまいります。今、やはり所管は子ども家庭課の、いろいろ乳幼児健診とか、いろんなそういう水際対策、そういうところの危険性をいち早く察知するというので、子どもの家庭総合支援拠点の「きゅっと」、そういうところでそういうことの掌握をされると思うんですが、また、彼らは、やはり保育園とか幼稚園まで学校等で、いろんなそういうそれらしきものが起きた場合に、そういう情報を共有し、やはり学校の協力を得るというふうなことも非常に不可欠であるというふうに思います。

いろんなところで、要保護児童のそういういろんな、協議会では連携とられていると思いますけれども、例えば、そういうふうなことが学校の児童生徒の中でうかがわしいとか、そういうふうなことが事例としてあるのか。あった場合に、それはどのように子供家庭課等と連携をとり、事態に対処しておられるのか、その辺をちょっとお聞きいたします。

○和田学校教育課長

児童虐待に関する御質問ですけれども、本市におきまして、学校が児童虐待の状況、

また疑わしい状況を把握する事案はございます。本市におきましては、子ども家庭総合支援拠点を中心とした支援体制が充実しており、その中に、教育委員会、学校も位置づけられています。

また、学校は、他の機関に比べ、量的にも、人的にも、大変子どもたちに携わる機会が圧倒的に多く、また、子どもたちと日常的に長時間、接することもできますので、アドバンテージが大変大きいところであると考えています。

また、学校においても、そのことにつきまして、法改正に伴って、さらに十分に認識し、常に高い意識で児童生徒の観察を行っているところです。現に、学校で児童虐待、または虐待を疑わしい事案を発見した場合は、直ちに児童相談所、または子ども家庭課に通告しております。また、子ども家庭課、学校教育課に連絡が入る体制になっています。また、連絡が入った場合、児童相談所、子ども家庭課、学校教育課、学校が情報を共有し、丁寧に的確な対応に努めているところです。

また、虐待等を発見する前から、要保護児童対策地域協議会等で上がりました児童生徒、または家庭については、常日頃から丁寧に子ども家庭課、学校教育課で連携を図りながら、状況確認、情報共有をしているところです。

今後も、教育委員会として、連携をしっかりと図っていき、早期発見、早期対応に努め、児童虐待防止に向けた取組みを、積極的に進めていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○森重委員

ありがとうございます。しっかり、家庭というのも生き物というか環境は変化しつつありますので、乳幼児、小さいときに円満な家庭であっても、途上でいろいろなごたごたがあって、大変な環境になっているような家庭もありますし、やはり学校でのそういう見守りといいますか、そういう協力が必要になってくるというふうに思います。

実際、重層的にしっかり子どもを守っていただきたいというふうに思います。要望いたします。年々、今回も私も一般質問でびっくりしますのは、児童虐待の数というのは年々増加傾向、すごい数なんです。実際そこまで、なかなか外から一家庭のいろいろな諸事情に入り込めないというふうな問題もありますので、やはり子どもの変化とか、ちょっとしたそういう何かおかしいというものをしっかり、また学校サイドを、先ほど言われましたように、量的、人的にやはり多いということで、しっかりとした見守りをお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○田中委員

何点か、細かいところも含めてちょっとお聞きしたいと思うんですが、まず、1点目が、7月の災害時、豪雨災害のときの下校対応について。金曜日にも雨が降っている状態だったんですが、それについてお聞かせいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

7月6日の金曜日であったと認識していますけれども、豪雨災害の日におきまして、その当日、朝、児童生徒の下校時ごろからさらに大雨になるという天気予報の情報が入りましたので、直ちに小学校、中学校の校長会の会長と協議をさせていただき、地域の実情、学校の規模等もありますので、各学校長の判断で危機対応をするということにしました。その旨を、教育委員会から全ての小中学校に連絡をしたところです。

その後、各学校においては、気象庁等の気象情報を小まめに収集し、下校時刻の変更、保護者へのメールの一斉配信、そして、下校時には教職員引率のもとに集団下校を行う。そのような対応をしたところです。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。各学校によって状況も違うということで、校長の判断ということで、今お聞きしたんですが、部活動に関しては、行われていたのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○和田学校教育課長

部活動につきましては、5中学校の校長が連絡をとり合いまして、当日の部活動は全て中止という判断をしたところです。

以上でございます。

○田中委員

全て中止ということで認識します。それで、校長のほうも気象情報を得ながらということがあったんですが、例として、浅江で言うと、下校時間に、もう西河原川が溢れているという状況もあったわけなんですけど、なかなか学校にいと外の景色が見れないので、そういった情報が入ってこないのかなというところもあったんですが、そのあたりの状況の情報提供というものは、教育委員会のほうから行われたのでしょうか。

○和田学校教育課長

まだ、児童生徒の下校時においては、増水して氾濫という情報が、まだこちらに入っておりませんでしたので、そのような情報は各学校には流しておりませんが、ただ、学校によりますと、管理職等が下校前に危険箇所を見回って、安全を確認した後に下校させるというような対応をした学校もあると聞いていますし、また、小学校におきましては、全ての学校が、教職員が引率をして下校したと聞いておりますので、危機対応については適切であったと考えています。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。安全確認を行って下校を行ったところもあるということで、すばらしい対応だなと思いますし、台風のと きなんかも早目に、2日前とかで対応も決定してや

られたりもしていますので。特に災害時は、こういった判断で大きな被害に遭ったりとか、子どもたちに安全確保に大きな影響を与えるので、これからもそういった対応を行っていただけたらと思います。

2点目が、浅江中学校についてお聞きしたいと思うんですが、今回の災害で、グラウンドが全面水没するという事態が起きました。その中で、グラウンドに暗渠排水があるんですが、結局、それをはぐったところ、どうもかなりの土砂が入って詰まっているという状況があるんですが、それについてはどのように把握されているでしょうか。

○太田教育総務課長

浅江中学校のグラウンドの暗渠排水の詰まりについてでございますが、現地調査と学校への聞き取りによって、トラック周囲に埋めている雨水の排水溝の中に土が堆積しており、排水に支障があることを現地で確認しております。学校によりますと、グラウンドの砂が雨水とともに排水溝へ流れて出ていることが大きな原因であるとのことであり、多少調査時間を要しておりますが、排水溝の経路及び土の堆積の規模の確認作業を行っておりまして、今後、土の浚渫や流出対策、あるいは部分的にますを設置するなどの対策等について、学校と協議を行うとともに、工事時期については学校行事等のすり合わせを行い、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。今回の補正では上がっていないですが、これも災害における被害だと思しますので、しっかり対応していただけたらと思います。

次に、細かいところで、この夏に、夏休み中の学校閉庁日を3日間ほど行っていらっしやいましたが、それを行っていかがだったか、お聞かせいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

委員お示しの学校閉庁日については、児童生徒のバランスのとれた生活と心身とも豊かな、健やかな成長につなげること、そして、学校における働き方改革をさらに進めるためにも、今年度より実施したものです。

全ての小中学校において、8月13日から15日までの3日間において、学校閉庁をしました。一部の教職員ですけれども、感想を聞いたところ、年次有給休暇が大変とりやすくなった、一斉に休暇をとることができるということで、心身ともにゆっくり休むことができたなどの、一定の評価をいただいています。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。働き改革の中で、全国的にもこれに取り組む学校が増えておりまして、今の先生の声からも、有給がとりやすいとか、休みやすいという声があって、皆さん、本当熱心な方なので、休んでいても何か気になる方が多いかと思われるんですが、こう

いった取り組みで、やっぱり先生方のしっかりとした休養日を設けていただけたらと思いますので、ことしは3日だったんですけど、カレンダーにもよりますけど、学校関係者の方のほうで問題がなければ、これの拡大ということも考えられるので、そのあたりは、しっかり声を聞きながら取り組んでいただけたらと思います。

次に、もう1つ、新しい取り組みとして、先ほど田邊委員のほうからもありましたように、夏休み明けの小学校の午前みの授業対応ということがありましたが、これにつきましても、何か声があればお聞かせいただけたらと思います。

それと、またあと、午前中になったということで、いわゆる子どもたちのサンホームの対応とか、あと、学校側の授業確保、授業時間の確保という部分で、何か問題がなかったのかということをお聞かせいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

先ほども御答弁させていただきましたが、今年の夏の記録的な暑さを対応するために、本市において9月3日から7日までの5日間、小学校において午前中授業を行い、給食後、下校するという対応をさせていただきました。これは、児童生徒の健康保持を最優先に考えての対応でしたけれども、その後学校に、成果について尋ねますと、児童が長期休業の生活リズムから、学校での生活のリズムの切りかえが、大変滑らかに接続ができたという、当初の目的にさらに新しい成果が見えてまいりました。

また、教職員においても、夏季休業中に児童が行いました宿題でありますとか、作品でありますとか、その処理をする時間の確保、または9月以降の教育活動を計画する上で相談をする時間の確保等の成果も上げられたと聞いているところです。

以上でございます。

○原田文化・社会教育課長

夏休み明けの1週間の猛暑による午前中授業、そして、給食後の下校等に対応いたしまして、サンホームのほうは、学校と連携を図りながらの下校後の開所で、学校別に若干時間的なずれはありますが、おおむね13時に開所いたしております。通常の時間でありますと、下校後でありますので14時ぐらいから開所となりますので、1時間ぐらい早まったということで、特に混乱等はございませんでした。

以上でございます。

○和田学校教育課長

大変失礼いたしました。1点ほど抜けておりました。

授業時数の確保についての御質問について、答えさせていただきます。

この5日間を午前中授業にしたことによりまして、最大で10時間の授業が欠課となります。ただ、年間の総時数から、文部科学省が示した標準時数を引いた、いわゆる余剰時数というものがございます。この余剰時数の中で、10時間が確保できると考えていますので、9月以降の授業増ということとは考えていません。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。今、細かい部分も聞かせていただきまして、私もこれ、実施するというのが、夏休みの終わりのごろに情報が入ってきて、本当、国からの方向性があったにしても、よく対応されたなと驚いておりました。今、プラスアルファで、いい、生徒の視点からでも、長期休みからスムーズに授業に入れたとか、先生たちにしても時間の確保ができたという部分もお聞かせいただきながら、また、サンホームのほうではそんなに時間的な負担もなかったという部分をお聞きしました。また、授業時間のほうも、確保もできるということで、何か結果的にすごい結果だったんだなというのをお聞かせしていただきながら、私もちょっとお聞きしながら思ったんですけど、暑さ対応という部分も含めて、今回、柔軟な対応、ハードじゃなくてソフトの部分でしていただいて、先ほどの夏休みの学校閉庁日という部分で先生たちの働き方改革という部分もあって、何かうまいことそういった部分をつなげれば、光市ならではの2学期制というものもあっておりますけど、何かそういう暑さ対策も含めて、先生の働き方改革も含めて、何かすごいアイデアが教育委員会のほうから出てくるんじゃないのかなという、ちょっと期待もしておりますので、来年に向けて、またちょっと期待しておりますので、よろしく対応いただけたらと思います。

次の項で、暑さ対策という部分で、今回、一般質問のほうでもエアコンという部分で取り上げさせていただいたんですけど、今までサンホームのほうで、教室内に設置するというので、施設整備で補正予算等項目が上がっていたんですけど、その中で、エアコン整備については幾らぐらいだったのかというのをお聞かせいただけたらと思います。

○原田文化・社会教育課長

サンホームのエアコンの設置費についてのお尋ねでございますが、直近の室積のサンホームは、ログハウスのほうから空き教室に移りました。それのときの費用が、本体に工事費を含めて81万円でございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。

本体と工事81万円ということで、その前で言えば、浅江の第3サンホームもあったかと思うんですが、これの工事費と本体の判断という部分なんですけど、いわゆる電気の容量というか、電気工事が必要なから、この金額になったという理解でよろしいんですか。

○原田文化・社会教育課長

室積サンホームにつきましては、配線の関係で保健室のほうからっておりますので、そのあたり配線費用等が幾らか高くなっております。

以上でございます。

○田中委員

すいません。電気工事がひっかかって申しわけない。電源というか、容量の話であったんですけど、わかりました。そういうことで理解します。これはこれで終わります。すいません。

そして、次の質問なんですが、今、文部科学省のほうから通学時の持ち物軽減というものが出ておりますが、今の光市の現状と対応についてお聞かせいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

児童生徒の携行品に係ることについては、お示しのとおり、9月6日に文部科学省から発出されました周知について、県教委を通じ受け取っております。

このことについては、直ちに全ての小中学校に対し、適切に対応するように依頼したところですが、文部科学省が示しました工夫例の中に、家庭学習で使用する予定のない教材等置いて帰るとか、同じ日の授業で多くの用具を使用する場合は、あらかじめ数日前から分けて持ってくるように指導するというものが示されてありましたが、現に全ての小中学校で取り組んでいるものです。

また、市内のある中学校においては、全校統一した、置いて帰ってもよいものリストというものを作成して取り組むなどの創意工夫した対応している学校もございます。

このことにつきましては、児童生徒の一人一人の発達段階に違いがございますし、または、学校や地域実態を考慮して、通学上の負担を判断するというのも必要と思いますので、適切に配慮できるように、学校へ働きかけていきたいと考えています。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。

学校によってはよい取り組みをしているということで、今、紹介がありましたけど、そういったものをほかの学校にも広げていただいて、広げると、また先生の負担になるかもしれませんが、言葉悪いですけど、徹底的にパクるじゃないですけど、負担のないように、導入していただいて対応していただけたらと思いますので、お願いいたします。

あと、もう数点あるんですが、浅江小学校北側の宅地開発についてお聞きしたいと思うんですが、給食センターがなくなってから、教員の駐車場15台確保するために、あの用地を民間に手放したわけですけど、その後、今、工事行っているような面がありますけど、工事の予定についてお聞かせいただけたらと思います。

○太田教育総務課長

浅江小学校に隣接する光学校給食センター跡地の宅地開発につきましては、9月10日から工事着手したと聞いております。予定をしております教職員駐車場については、進

入路等について開発地区の道路高とすり合わせる必要があるため、宅地開発の進捗状況を見ながら、施工方法や施工時期について調整を図りながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

私、ちょっと勘違いしていたのかなっていうのがありますが、これ、奥の駐車場の整備については、宅地開発業者と一緒にやるのではなくて、宅地開発業者が宅地開発を行った後に、市の責任で、その進入路も含めて工事を行うということなんでしょうか。

○太田教育総務課長

お示しのとおりでございます。

○田中委員

となると、民間の宅地開発の工事期間というのはいつまでになっているんでしょうか。

○太田教育総務課長

民間の工事期間については、申しわけございません。承知をしております。

○田中委員

もともと職員の駐車場がない部分を確保するためというものが、大分前からあったわけなんです。しばらくの間、草ぼうぼうになったりというのもあって、売るときに、条件としていつまでにやるかとか、そういったものは条件になかったのでしょうか。

○清水学校給食センター所長

旧学校給食センターの販売につきましては、2年以内に分譲販売をするということでの契約になっております。

以上でございます。

○田中委員

2年以内に分譲販売、僕も不動産屋じゃないのでよくわからないが、分譲販売ということは、全部売り終わる、販売を始めるのが2年以内という理解でよろしいですか。

○清水学校給食センター所長

販売、分譲を開始する、売れる状態にするということでございます。

○田中委員

かなり猶予があって、それが終わらないと駐車場整備ができないということなので、一番長くかかったら2年以内に工事を行って、その後に市のほうが駐車場整備を行って、

駐車場が確保されるという予定だったという理解をします。私もそういう理解しまして、今後に生かしていきたいと思います。わかりました。

そして次が、すいません、これも学校名を言ってあれなんです、浅江中学校の文化祭行事で合唱を今、光の市民ホールで、学校行事として行っているんですが、これに関して市民ホールの利用の料金を支払っているというお話をお聞きするんですが、この理由についてお聞かせいただけたらと思います。

○原田文化・社会教育課長

中学校の文化祭につきましては、通常、各校の体育館などにおいて開催されておりますが、委員お示しのように、浅江中学校文化祭における合唱祭は市民ホールで実施されております。その際の利用料金等につきましては、市民ホールの附属設備及び器具の使用料の額等を定める規則、これに基づきまして、30%の減免で対応をしております、いわゆる各校別の学校における文化祭等の行事での使用につきましては、今後も同様の考え方で対応を予定しているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。各部活で使うとか、団体が使うというわけじゃなくて、学校主催で行う行事かと思うんですが、そうしたら、料金の支払いというものはどなたがやられているんですか。どこからいただいているのでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

市民ホールの使用につきましては、使用料が前納になっておりまして、その支払い元は、使用申請は学校でされておられると思いますので、学校のほうから支払われていると思っております。

○田中委員

わかりました。学校が使うということで学校が支払っているとなると、会計上、市の会計としても、何かよくわからなくなってくるんですけど、学校開設者自体が市で、料金の支払いがあつて、料金の出どころも学校が払っているとなると、ゼロでいいんじゃないかという考え方になってしまうんですが、いかがでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

学校が支払われているお金の原資まではちょっと把握しておりませんので、その部分の回答はいたしかねる部分がございます。

○田中委員

あくまで主催は、学校が主催で行っているんで、学校開設者自体は市になるので、そのあたりは、整理をしていただけたらと思いますし、そうであるならば、減免30%では

なくて、使用料免除が適切なのかなという考え方にもなるので、その辺は検討していただけたらと思います。

次に、もう少しあるんですが、教育支援センターについて少しお考えをお聞かせいただけたらと思うんですが、不登校の子たちの第三の居場所として、国のほうも求めているところなんですが、まず光市において、教育支援センターに当たるものがあるのかどうかをお聞かせいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

本市におきましては、教育支援センター、いわゆる適応指導教室等については設置していません。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。ちなみに、周辺市町、下松、周南では設置されているのかをお聞かせいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

周南市、下松市においては設置していると認識しております。

○田中委員

光市内も、不登校がいるという現状があって、第三の居場所としてそういったものが必要ではないかという声、そしてまた、周辺市のものであっても使えないかというような声もあるんですが、その辺の声と対応について、いかがお考えかお聞かせいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

適応指導教室等を設置する利点というものについても、十分認識をしていますけれども、ただ、一方で、適応指導教室まで通学するには、保護者の協力が必要であったり、また、個に応じた活動の場所、または内容を設定することが困難であるという、デメリットもあります。

そのことを踏まえ、本市におきましては、平成20年度からきめ細かな支援を柔軟に行うことができるスクールライフ支援員を配置し、対応を進めているところです。現在、3名の指導員がおりまして、昨年度の実績では、合計で28名の児童生徒、年間通じて1,028回の対応をしているところです。

このアウトリーチ重視の取り組みが本市にとって適していると考えておりますし、今後も子どもたち一人一人に応じた、不登校児童生徒等に対するきめ細かな支援を行っていきたいと考えています。

以上でございます。

○田中委員

光市のほうでもきめ細かい対応に力を入れているということはよく理解しております。年間で、1,028回も対応するって物すごい対応しているんだなという声を聞かせていただきました。

例えば、光市の中でも、不登校になっているけど、そういった場合に通いたいという子がいたときに、下松市や周南市のほうに通うことはできないものかっていうのもあるんですが、そのあたりは現状いかがなんでしょうか。通えるものなのか、通えないものなのか。

○和田学校教育課長

これにつきましては、それぞれの市で設置しているものですので、その市の理解がなければ、行えないものであると思っています。

ただ、先ほど申しましたように、一人一人に応じたというものが大原則でありますので、必要であれば、他市への協力依頼ができるかというあたりも、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。単市でこの施設を立ち上げるにしても、ものすごいお金がかかるという部分があって、その中で、民間との連携という部分も表記されていたりするわけなんですけど、例えば、代わりになる機能を持つ民間というものが、今、光市内にはあるのでしょうか。

○和田学校教育課長

大変申しわけございませんが、不登校児童生徒に対する支援をする施設というものがあるという情報は得ておりません。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。いずれにしましても、不登校の子たちのためにどういった支援ができるかという、大変重要なことなので、そのあたりも含めて広い視点で、今後取り組んでいただけたらと思いますので、今後の課題として、これはこの程度にしておきます。

最後に、光市立学校の将来のあり方について、この6月の委員会でも、学校運営協議会のほうに説明を行っていったというお話がありましたが、その後、PTAにも説明を行うということだったので、その状況についてのお話を聞かせていただくのと、今後についてお聞かせいただけたらと思います。

○太田教育総務課長

光市立学校の将来のあり方に係る基本構想の理解と周知のために、4月から5月にか

けまして、市内の学校運営協議会において説明を行っております。また、PTA関係全員については、6月から7月にかけて各学校の役員会等において説明を行っております。

委員のほうからありました、状況、反応ということで申しますと、学校運営協議会、PTAともに説明の質疑応答の時間を設けましたけれども、その中から主な御質問を御紹介をいたしますと、32年度から全ての学校において一貫教育がスタートするのかという再確認のようなことであったり、外見は変わらないが中身が変わるということかということや、一体型の施設はいつごろをめどとしているのか、また将来的に大和地区はどうなるのか、学校がなくなったりするのか、などの御意見や御質問をいただいております。

今後の予定でございますけれども、学校運営協議会、PTAと説明してございまして、スケジュール的には予定どおり進捗をしておりますが、今後、各地域への説明が必要と考えております。コミュニティ連絡協議会や各地域のコミュニティセンター関係者などへの説明を現在、検討調整しているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

ありがとうございました。以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

それでは、質問させていただきます。

先般の豪雨災害の折には、避難所を開設していただき、先ほど補正予算で、大変な残業時間の御苦勞もおかけして感謝をしております。

感謝は感謝、反省は反省ということで、ちょっとお話もさせていただいたんで、避難所について、要は、地域防災計画があつて、災害対策本部ができたときには何をするのかと、こういう話なんです。恐らく、どういう確認をされたかというのが、一番私の気になるところでございます。

7カ所、今回避難所として開設をしたと、そのときに責任者として行く人、連絡係として行く人は、何を確認をして、そういう避難所に出向いたのかなというのが気になったところでございまして、そこだけ答弁いただいてもいいですか。

○太田教育総務課長

避難所の開設についての御質問でございます。

ただいま委員さんのほうから、地域防災計画に基づいて災害対策本部等が設置された場合の避難所の開設のことのお尋ねがございました。

何をするのかということでございますが、災害対策本部ができましたら、基本的には教育委員会は全職員集合になっております。その中で、災害対策本部のほうから避難所開設の指示がありましたら、その避難所の指定避難所の開設に赴くわけでございます。

先ほども申しましたが、開設に当たっては2名1組で向かって、鍵をあけ、受け付けをしたりする中で、避難の方が来られましたら、その受け付けをして一定の時間ごとに、その名簿をファクスして避難所の全体の状況をつかむということに努めております。

どんなことをしているのかということでもありますので、先ほど申しましたが、開設時のことですが、やはり時間の経過とともに、さまざまな要望があったりとか、やはり問題点があったりした場合には、そこにいる職員が対応しておると思いますし、水や食料、あるいは毛布などの運搬がされたときには、避難者に対して速やかに適切に配布したりしていることが主な業務になるかと思えます。

以上でございます。

○河村委員

3年とか5年で異動するわけじゃないですか、そうすると、教育委員会の職員というのは、地域防災計画というものをたんに確認をするわけですか。研修みたいなものがどっかで、本来なら総務がそういう研修みたいなものがあたら一番だと思っておりましたが、そこへ行った人は自然にわかるもんなんですか。それとも、地域防災計画を自分で見て確認をしてやろうとするのか。

ちゅうのはね、全員出勤をしたわけじゃから、そこで何を確認したんかなというのが、ちょっと私の中で理解不足なんですすいね。例えば、責任者で行く、連絡員で行ったときに、避難所でどんな業務をする、今受け付けと、こういう話がありました。受け付けはわかるいね、そら、行ってから来た人を受け付けすりゃええんじゃけど。

いろんな不具合も、恐らく……着のみ着のままで来たわけじゃから、その人らにどういう心配りをするかというのが大事なことなんで、そのあたりはどうもよう見えてこなかったんで、そういうものをどういうときに研修をしたりするんかなと思うて、そういう要望にしちよきますから、研修機会等というのをやはり設ける必要があるんじゃないかなと。あるいは課長になったら、そういうところで、ちゃんと研修みたいなものを受けるとというのが前提になっていただくと、助かるなど、こう思いますので、要望しておきますから、そういう研修の機会というのを考えていただいたらと思います。

避難所で、三井の県道が浸かって車が出入りができなかつたと、こういう話になったわけですが、毛布やら、食べるものをスポーツ公園まで取りに行ったと。4カ所、今、一応分散をしておりますから、近つたら浅江でも本当はえかつたんじゃないかと思うんじゃないけれども、私の希望は、できたら小学校ちゅうのは結構皆歴史があるからいいところに建っている。災害の起きにくい場所に建っているんで、学校のほうが許せば、備蓄品等については、常備、数は少のうてもええんです。常備しちよくと、ふだん経験のない人が、やれ毛布が要るとか、やれ食べ物要るとかちゅうのは思いつかんのんで、そのためには、備蓄品倉庫のようなもんがあつたらええと思うんですが。

当然、危機管理との話になるんですが、そんなものを求められたときには、備蓄倉庫のようなものを受け入れができるかどうか、返事をいただいていいですか。

○太田教育総務課長

備蓄倉庫の学校での設置に関する質問でございます。

まず、備蓄倉庫の設置をする、しないについては、防災担当所管が市全体を見渡して判断することと思っておりますが、具体的に小学校、あるいは、中学校のほうに備蓄倉庫が設置できるかといった点でお答えを申し上げますと、設置する場所についてはあろうかというふうに考えております。

以上です。

○河村委員

ありがとうございました。

それから、先日来、エアコンの話がたくさん出ておまして、教室の温度管理という話がありました。2階というような話があったように思うんです。教室に入ったら、今週の当番は誰それとか、きょうは晴れとか、黒板に書きちゃあるんですね。その中に温度計ちゃどこの部屋にもあるから、朝昼晩くらい温度計を書いたらどうかと、日誌のようなもので、こう思ったんですいね。

学校保健委員会がありますよね。まだあると思うんですが、その学校保健委員会の中で、要は、不具合箇所、温度だけじゃなくて、照度とか、いろんな項目があったと思うんですが、それで不具合箇所ちゅうのは、今、現時点ではありませんか。

○和田学校教育課長

学校保健委員会は各学校で組織しているものでございます。学校保健委員会ではさまざまな議題が上げられていますが、学校環境衛生につきましては、全ての学校で、学校保健委員会で議題として上がっているわけではございません。ただ、年2回の定期検査の報告については、薬剤師から上がってきております。それに基づきまして、改善が必要な部分がありましたら、その都度検討し、対応をしているという流れでございます。

以上でございます。

○河村委員

流れは理解をしておるんですが、従前にも、薬剤師さんのほうでいろいろチェックをして出されるんですが、あまり不具合には出しちゃないのですね、現実的には。どこの薬剤師さんも結構長い。もう今は薬局業務はやっていないけれども、薬剤師という免許があるんで、長く、交代をされて、従前にも、確か教室の照度や何かで、随分不足したケースがあったと思うんですが、余り公にもならず、対策もされず、というようなことがあったと思うんです。

いま一度、もう一回、学校保健委員会、環境衛生管理というのは別にやっておられるということでしたが、あれば見直しをしていただいて、チェックをしていただいたらと思います。

それからもう一点、不登校について一般質問でも話があったんですが、確か、従前は不登校の定義というのがあって、1週間連続で休んだらとかと、こういうような確か定義があったんですけど、何か変更がありますか。

○和田学校教育課長

今年度は昨年度の結果がまだ報告されておりませんが、例年児童生徒の問題行動等の諸問題等に関する調査の中で、不登校等の児童生徒数が出ており、基本的に年間30日以上の欠席というラインにつきましては、変更はないと認識しています。

以上でございます。

○河村委員

数値操作をしているとも思えませんから、実態が出ているんだと思いますけど、すれすれの人みたいなものがどの程度おってんですか。

○和田学校教育課長

30日まで到達はしてないけれども、不登校傾向のある児童生徒の数ということですが、今、手持ちの資料はないのですけれども、昨年度公表されました、平成28年度の本市の不登校児童生徒数は小中合せて37名。これが30日以上欠席のある児童生徒になりますので、この数よりも多いという認識はしております。詳細については、この場ではお答えすることはできません。申しわけございません。

○河村委員

ちょっとお願いをしておきますけど、従前にも、要は義務教育だからという話をさせていただいたと思うんですけど、ある程度、社会に出て日常の生活が送られるような、そういう人を育てるといのが、一時的な目的があるんで、もちろんそういう数字にあられる不登校も大事ですが、そうでない子にも十分な配慮がなされるような、そういうことを目標にしてやっていただけたらと思います。

それから、クリーン光について、私質問させていただいたんですが、従前は教育委員会のほうで補助金をつけておりましたが、地域づくりのほうへ補助金が移管をしたんですが、教育委員会からの申し送りで、クリーン光というイベントをやるためのお金だと、こういうふうに言うんです。

クリーン光をやるためのイベントのお金じゃから、実施せんときには返せとこういう話があるんですが、クリーン光というのは、従来、まちをきれいにする運動なんで、きれいにするための補助金だったはずなんですよ。それに何か手かせがあるんですか、このクリーン光には。

○原田文化・社会教育課長

現在、地域づくり推進事業交付金の中に、クリーン光の関係の補助金については算入されておりますが、クリーン光大作戦に関する目的以外には使用しないというようなかたちで算入した経緯があると理解しております。

○河村委員

そもそものこのお金が出てきた経緯は、島田川、あるいは河川、それから光井川も入るんですが、そういった維持管理をするときに、お手伝いをさせていただくからちゅうて、県からいただいた金が原資なんです、もともとがね。それが最終的には打ち切りになって、貯めたお金がなくなったから、今、教育委員会が出したという経緯があるんですが、そういう経緯を考えても、要は7月の第2日曜日にイベントをやるためのお金なのか、まちをきれいにするためのお金なのかという、そこの一番根本は、どっちかちゅうのは、ちょっとわかりやすく話をしてもらうたら助かるんですけど。

○原田文化・社会教育課長

クリーン光大作戦を展開することによって、環境美化を図るというかたちで補助金を、各コミュニティ協議会に、地域づくり推進事業交付金として、それの中に入れてお渡ししているという部分を含めて考えると、クリーン光大作戦自体の目的は環境美化ではございますが、その手段としてクリーン光大作戦を展開しておりますので、クリーン光大作戦に係る部分についての補助金と考えられると思っております。

○河村委員

そもそもクリーン光って何。

○原田文化・社会教育課長

もともとは、昭和48年くらいだったと記憶しておるんですが、青年団等が中心になって海岸の清掃から始まって、地域河川とか、公共スペースとかの清掃、環境整備にも運動が展開されてきておりまして、7月に実施するというかたちで定着しております、光市の清掃活動と理解しております。

○河村委員

環境美化の清掃活動じゃないの。あなた自分で、環境美化の清掃活動、クリーン光というのは。今は地域づくりのほうへ移って、何か学校が出てこんにゃいけんというような雰囲気づくりもあって、学校が出て、子どもらが一緒に出てくるのがクリーン光というような、少し捉まえ方が出てきおるけれども、元来、地域をきれいにするための文化なんよ、うちでいや、四十何年やっておるわけですからね。

そのためのある程度お金がかかる、中止になったときに、そのままえんかと。地域に住んじよるものが地域をきれいにするちゅうのは、当たり前の話なんで、それをやるために、ある程度費用がかかるというのは普通なんです。そのための費用というのは、これからも必要だと思っておりますので、そういうふうな考え方をしていただいたらと思いますし、理解ができませんにゃ、何ぼでも話に行くんですけど。要望しておきますので、お願いします。

それから、先ほど、スポーツ公園に災害の備蓄品を取りに行ったと、こういう話をさせていただいたんですが、スポーツ公園そのものは、従前から耐震診断調査はしてないということなんですけど、もしも地震のようなものが起きたときに、適当かどうかという

問題もあるんですけど、今後の公園そのもののあり方も含めて、どういうふうに捉まえたらいえんでしょうか。

スポーツ公園の2階の上の管理棟、それから大きく言や、上の遊具、昔からあったアスレチックを含めたあれをどういうふうに考えておられるのか。

最近あそこにレストランがもう一回復活をされて、結構努力をされているわけです。そういった意味合いでは、あそこがもう少し、昔のような子どもたちが遊べるような、施設になったら、もっといいかなと思わんでもないんですが、このスポーツ公園の耐震を含めたあり方について、お尋ねさせていただいていいですか。

○村崎体育課長

スポーツ公園につきましては、以前にもお話させていただきましたが、確かに耐震化の診断はしておりません。実質管理のほうは、体育課でさせていただいております、アドベンチャーなどの遊具の点検等は、スポーツ公園の職員によって毎月随時に行っております。

確かに、今8カ所から9カ所使えないところがありますので、実際にその施設自体をどういうふうに維持していくのかという点につきましては、スポーツ公園の職員さんに、御不便をかけているところですが、まだ若干使える部分につきましては、使える状態で維持をしていこうというところに変わりはありません。

ただ、この施設につきましては、都市政策課のほうで、施設の設置をしておりますので、私どものほうからも常々相談はさせてもらっておりますが、今ある部分を極力有効に活用できるようにというかたちでは、体育課と、スポーツ振興会とで協議をしながら、市民の皆さんに御利用いただいているというところが、実際のところであります。

以上です。

○河村委員

耐震診断をしてないんですが、どうするの。まだずっとそのまま備蓄を続けるということであれば、長く利用するためには、耐震診断を受けるのか、何かそういうことが必要なんじゃないんです。

○村崎体育課長

耐震診断につきましては、確かに必要な点は理解しておりますが、私どもが施設の管理をしている上で、現時点でその回答するべきかどうかということにつきましては、申しわけないんですが、所管とも十分に調査しながら、当然、防災危機管理課のほうとも話もありますので、その辺は関係所管とも話をしていければと考えておるところです。

以上です。

○河村委員

もう、これ言うてから、随分日にちたっちょるのいね。ある程度、例えば来年度そういうことをやろうと思うたら、もう既にそういう協議がなされてないと、予算適用にな

らんじゃ。そのあたりについては早急に、必要なら、ぜひやっというていただいたらと思います。要望にしておきます。

スポーツ公園で、前にも、昔の話ですが、裏に道路をつくる時に、テニスコートの北側の部分を、もう少し窪地が残っちゃうんですけど、あそこを埋め立てて、テニスコートが通常6面ないと大会が開けないということがあったんで、ぜひ金額的にはそんなに多くかからないんでという話もさせていただいたんですが、なかなか実現をしなかったんですけど。

この間、県道光井島田の法面、公園区域に確か入っちゃったと思うんですけど、あそこを切ったときに、公園の区域面積を移動させるために、いよいよテニスコートをつくるかなと思うんですが、そういうかたちもできなくて、区域の変更ちゅうのはそんなに難しい話じゃないんじゃないかと、そんなときに理解したんで、できたらもうそれこそ、そろそろ50年になる、手が届く期間に入ってますんで、全面的な見直し、あじさい苑のあいうものも含めて、スポーツ公園で全体の山をどうするのかという見直しを、ぜひ検討していただけたらなど、お願いしておきます。

それと、もう一点、指定管理について、12月には指定管理の契約をしなければいけない時期になるわけですが、それぞれの教育委員会所管分の指定管理について、何か報告があればお聞きをしますが。

○原田文化・社会教育課長

文化施設のほうで申し上げますと、募集方法については、既にお示しておりますとおり、市民ホールについて公募、文化センター、ふるさと郷土館については非公募というかたちで対応をしている段階でございます、委員お示しのように、また12月議会で議決をお願いするようなかたちのスケジュールとなっております。

以上でございます。

○村崎体育課長

失礼します。体育関係につきましては、前回、これまでと同様に、総合体育館、スポーツ公園、それから大和総合運動公園を一つの施設として、それから勤労者体育センター、それからもう一つサン・アビリティーズ光、この3つを、前回と同様に公募をしたところですよ。

これから選定委員会等ありますので、詳細につきましては、恐れ入りますが、また選定委員会等終了した時点で、公表なり、報告をするようになると思います。

以上です。

○河村委員

この間からリスク管理についていろいろ勉強もさせていただいて、何かあったときに対応するための、いろんな細かい取り決めがあるわけです。この間、お風呂についてのその話があったときに、取り決めがなかったから五分五分だと、こういうような話もあったわけですが、この間、たまたまサン・アビリティーズ光の話で、非常口が悪い

とか、あるいはカーテンが悪いとか、苦情がいっぱいあったわけですが、なかなかそういう苦情に普段対応ができていないと、指定管理がね。

そういうものを、どうやって改めたら、うまく使っていただけるかと、こういう話になるんです。勤労者体育センター使っている団体についても、何か自分たちで利用するためというようなところもあったりするんで、本来の指定管理のあり方というものを、もう一度ひもといて契約していただくことが大事だと思うんです。

何ぼやったですかね、20万円以内とか、50万円以内は自分らでやらないけんとか、そうすると、50万円を超えるまではどうねえかほっちゃいて、悪うなったら、一遍に役所のほうに直してもらおうと、こういう発想が出てくるのいね。

やっぱりリスク管理をきちっとすることが、上手に利用者にとって使いやすいという事柄になるんで、そのあたりのところをしっかりとリスク管理を、文化施設も一緒なんですよ。リスク管理をしっかりと細かいところまで決めることで、市民が利用しやすいということが出てくるんで。言ってきますよ。12月は、細かいことをきちっとリスク管理について聞きますから、そのための入札にかけるだけのものを、資料をきちっと用意していただきますから、あれがありません、これがありませんということは通用しませんので、よろしく御配慮のほうをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第58号 平成30年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明：山岡財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○河村委員

それでは、一般質問のやり残しであったんですが、8月25日号の広報についてでございます。

「台風災害に備えましょう」という記事をのけると、災害についての報告は表紙のページだけ。写真が何枚かありましたが、それで災害についての報告ということになるわけですが、8月31日までは残土処分場が無料で開放できると、こういう話じゃったんで、そのあたりの喫緊の情報の載せ方として、私には大事に思えたんですが、広報のあり方でどんなですか。

最近では、地域でもいろいろなものを情報誌として出しておりますが、やはりそのときに応じた喫緊の話題はある程度効果があるんです。3割ぐらいの人は確実に読んでくれておりますので、そのあたりのあり方については。

○岡村企画調整課長

8月25日号の広報に対するお尋ねでございますが、被災者への支援制度ということで、災害後、7月25日号、そして8月10日号と、必要な情報を、支援のための情報ということでいろいろ掲載をいたしまして、8月25日号については表紙で復旧の進みつつある状況ということで整理をしてお知らせをさせていただきました。

支援制度については、広報でも2回にわたって取り上げさせていただいて、その後も通行止めの道路が開通したりとか、いろんな情報が出てきたわけでございますが、広報というのは、やはり制作に時間を要したりする。締め切りの関係もあったりいたします。

一方では、ホームページのほうでもそういった情報というのは適宜更新をしながら情報提供も行われてきたかと思えます。

そういったこともあって、8月25日号については復旧に向けた取り組みということに絞って掲載をさせていただきました。

仰せのように限られた紙面の中でいろんな情報を、市民が知りたい情報を載せていく

ということは、確かに重要かと思っておりますし、私どももそういうふうなスタンスでそのあたりの取り組み、広報の作成というのはさせていただいているつもりではございます。

以上でございます。

○河村委員

市民向けの方法としていろんなものがあるんだと思いますが、いろんなものを通じて同じことを広報していかないと周知は図れないものだと思います。広報でも3割しか見ていないと、こういう話があるぐらいですから、それでもせんにゃ誰も知らんと、こういうことになるんで、支援制度というのはその時々のもので必要なものもありますから、それはそれ。そういう喫緊に迫った話というのも、やっぱりある程度情報提供をしていかないと。

一昨日じゃったですかね、今回、自治会の要望があって、ハザードマップを記憶になかったんですけど探してみたらあったと。みんな自宅にあるけど見ないんです。

だから、そのときにならんにゃわからんというのが人間の常なんで、そういうふうな広報のあり方というのも大事だと思いますので、ぜひそういうものも、時事、そのときにおうた喫緊の議題というのも整理をしていただいたらと思います。

それから、光井の新宮、室積新宮とも言いますが、不法占拠をした家があって、従前は確かここでやりよったんですが、今、経済部のほうに、海岸じゃからちゅうんで振っちゃったんですが、先日、道路に垣根が出てくるんで、どうしてもそれを切っちゃろうと思うて話をしたら、土地を調べたら市の土地じゃったのいね。ちゅうことは、管理はここじゃ。

新宮の海岸にある自治会館の手前のところの家は、不法占拠をしちよるんじゃけれども、底地は光市の土地じゃったわけいね。

それについて、持ち主と言われている人も「いや、私のもじゃありません」と、こうやって言うてくれよるわけいね。そしたら、どねえかして取り壊せんのか。持ち主がおらんのじゃから。今、それを片づけたら未来永劫にわたってその周辺に与える影響はすごい大きいんよ。

そのことについて、どういうふうに思うちよるのかちゅうのを、ちょっと話をしてくる。

○山岡財政課長

委員より、新宮地区の不法占拠の取り組みについて御質問をいただきました。

調べてみますと、確かに底地のほうは市有地ということで、市の財産でございますが、財政課所管の部分については普通財産が所管になりまして、あそこは保安林ということでございますので、引き続き、経済部の農林水産課のほうを担当し、現在も関係者と粘り強く交渉を続けていただいております。

長年にわたる経緯もあり、早急な対応は現時点では見出せませんが、今後とも引き続き、農林水産課が主導のもと、当課と当該関係所管と連携して問題解決に努力してまい

りたいと思います。
以上でございます。

○河村委員

保安林地域なんじゃろうけども、保安林はないのいね。あの周辺一帯、保安林どこにもあらへんのじゃから。保安林じゃないのいね。

保安林ちゅうのは、あくまでも松の木があったり、木があるから保安林と言うんでやね、その周辺に、あんだ、木も何もありませんもんから、保安林であるはずがないじゃないかね。要は不法占拠なんのいね。その不法占拠の土地をどうするんですかと。そこが一番聞きたいわけ。

今までは、持ち主と言われておった人が、私んじゃありませんと、こうやって、今、言いよってわけじゃから、そうすると、今、そうやって言うてくれるんなら、もう何年になるのかな、6年か7年ぐらい前に、あそこの船揚げ場が10カ所ぐらいあったんですが、地元の人が1軒残して皆、寄附してくれたのいね。それは、環境整備をしてほしいと言うて寄附してくれたのよ。

だから、全部そういう整備をしてほしいから、あそこにあるスクラップも何とか協力をもろうて少しずつ、今、片づけて、大分きれいになったのいね。

こんなときに、是非、家を片づけたい。家を片づけたら、一遍に加速するから、きれいになることが。そのためのどっか知恵、お金を出すところはありませんか。

○山岡財政課長

委員から引き続き、新宮地区の不法占拠の取り組みについてご質問いただきました。

あの地区自体の取り組みが、今、財政課所管でという話もあったと思うんですが、普通財産と行政財産という区分では、行政財産に区分されまして、その行政財産自身の管理は経済部が所管で担当してりますので、その財源の部分も含めまして、引き続き、農林水産課が主導となって、その問題の解決に取り組んでいただくということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○河村委員

何の行政財産なんかね。わからんだい。行政財産ちゅうて、何の行政財産なわけ、それが。（発言する者あり）いや、保安林じゃないと言うたじゃないか。

○小田政策企画部長

先ほど来、行政財産、普通財産という話になっておりますけれども、これは行政のルールの中で所有する財産を分類しているものでありまして、とりあえず林はなくても一応、保安林というかたちで指定されていますので、今のところは、あそこは行政財産という取り扱いで経済部が中心になって動いているということでもあります。

ただ、河村委員のほうからは、去年でありましたか、本会議のほうでもこの件につい

ては御指摘いただきまして、その後経済部のほうが関係者に接触をしておるといふうに聞いております。

一番いいのは、不法占拠といえども、そこにものがあって誰かの所有物なわけでありますから、過去においては、その所有権を主張していろいろとトラブルといいますか、いろいろとやりとりがあったという経緯もありまして、その時に若干うちのほうもかかわっておる関係で、そういう情報も含めて、今、経済部のほうが折衝をしてもらっているわけでありまして。今たまたま状況がかわって、委員仰せのように、私のもんじゃないということに状況が変わっている話も聞きますが、ただ、行政とすればそこに不法占拠とはいえども、ものがあるわけですから、これを行政のほうで何らかにするためには、やはり一番いいのは、御本人さんが自主的にのけてもらうのが円満に解決だろうと思うんですけれども、仮にそれができない、今のように状況が変わったとすれば、行政としてどういうことが手出しができるのかいうようなことを、やっぱり将来にそういうふうな遺恨といいますか、そういうものを残さないようにする方法を今、考えているわけでありまして、何回も言うようですけど、一番いいのは交渉して自主的にのけてもらう、それを第一義的に考えながら、次の手段として、それができないのであればどうするかということで、多少慎重になっているというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○河村委員

従前はどうだったかというのは別にして、持ち主と言われている人が、私のものじゃありませんと。水道、電気を引っ張った根拠がありますから、誰が引っ張ったんかと。恐らくその人が引っ張ったということが残っているわけです。

そうはいいながら、水道と電気を引っ張ったら、ほんなら認められるんかということになってしまいうでしょ。勝手に占拠しちよって、そこへ電気と水道を引っ張ったら、わしのもんじゃということが通るといふ話にもなる。そうはならんのいね。

やから、そうはならんのんじゃから、御本人が、例えば、もしなんやったら、「私のもんじゃありません」、ほんなら一筆書けえやと。一筆書いたときに、今、2階建てですから恐らく300万円か400万円ぐらいかかる。でも、片づけられるときにもしも片づけんかったら、将来ずっとそのまま残るよ。

せつかく今、あの辺をきれいにしようということで、地域が一体となって取り組んでおられるんで、ぜひそれに協力をしてきれいにしていきたい。そのための方策をいろいろ考えて、自分らで。

2年前にこの議会が始まってから、経済部に振ったんよ。その前は、あんたらがやりよったんじゃから。その辺も考えて、どうも僕にはちょっと納得ができない。経済部には、経済部で、ちゃんとお願いはしますけど、自分らの責任として。ほんならお金をつけちゃあげりゃええのいね。自分らができることはお金なんじゃから。そういう対応を是非していただきたいと思います。

○小田政策企画部長

経済部と連携しまして、行政的にはやはり手続的に瑕疵のない方法で解決できる方法を探りたいというふうに思います。

以上です。

○河村委員

ええです。

○中本委員

ちょっと1点だけ。ネーミングライツ、いわゆる命名権でありますので、各所管でというような思いもありました。総括であります企画課のほうでどういう考えがあるのかちょっとお聞きをしておきます。

県内あちこちいろんな施設がありまして、行くたびに、命名権がついてすばらしい宣伝効果を上げているというふうに私は解釈いたします。

県も、いろんな各市もそういうかたちで、厳しい状況の中で、税の収入源をあらゆる方法で知恵を出しながらやっていこうというような思いだというふうに聞いておりますが、現状でのお考えをちょっとお聞きをしたいと思います。

○邊見行政改革・情報推進課長

こんにちは。お尋ねのネーミングライツについてでございますが、具体的な施設のお尋ねではありませんので、基本的な考え方についてお答えを申し上げます。

ネーミングライツについては歳入確保の手法の一つとして認識しておりますが、行政側の自主財源の確保といったメリットの一方で、スポンサーとなる企業側にとっても対価に見合う広告価値や、企業イメージの向上などのメリットが認められなければ成り立たない制度と考えております。

また、公共施設は市民共有の財産でありますことから、具体的に企業名等を冠することについては、施設の利用者や市民の皆様からの御理解をいただくことが重要と考えており、十分な御理解が得られなければ、企業側の広告価値や企業イメージの低下を招いたり、企業側のメリットが継続しないことで制度が定着しないことも考えられます。

こうしたことから、施設所管課それぞれの施設に対する考え方を踏まえ、対象となり得る施設の有無や企業ニーズ、経済環境の把握など検討課題を整理しながら十分研究をしていまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

過去には、確かにそういった回答をいただいておりますが、おるような気がいたします。

そうはいうても、県内であちこちで、そういうネーミングライツについて積極的にやっておりますので、光市の税収の向上率も結構維持しながら、いい状況なんですけれども、今こういった災害の状況の中で、さらなる財政が厳しい状況が続くだろうというふうに思っておりますので、ぜひこのことの導入については御検討をお願いいたします。

何か課題があるんでしょうか。問題点があるのかな。ちょっとあればその辺をお聞きます。

○邊見行政改革・情報推進課長

一般論で申し上げますと、ネーミングライツ制度というものが民間との、相手があつてのものになりますので、その相手方がどのようにお考えになるかというのが、まず一つあろうかと思えます。

また、相手方企業の不祥事等が、また私どもの施設のイメージ等に影響する場合もございますし、また地域の住民の方の御理解を得られない場合には、なかなか定着が難しいというようなこともあろうかと考えております。

以上でございます。

○中本委員

企業もやっぱり宣伝効果がないとなかなか乗ってこない。相手先の企業がどうなんだというような話であります。そういう取り組みをまずしてみないことには、全く名乗りがないのか。何かのかたちで行動とかいろんなことを起こさないと、僕は次に進めないかなと。

地域の住民の理解というような話もありましたが、どんな地域の住民の理解を得んにかいけんのかなと。収入が、例えば、今の施設の中で、年間、あるいは500万円、あるいは1,000万円という収入があれば、その施設がより市民に使いやすい、非常に利便性を求めているような施設が充実できる。

さらにその財政源の中で、その収入によって施設改良、いろんなことができるというふうに思っておりますので、その辺をしっかりと考えていただいて前向きに検討をしていただくようお願いをしておきます。よろしく願いいたします。

○田邊委員

こんにちは。光市のシティープロモーションに対する基本的な考え方を、いきなりですがお願いします。

○岡村企画調整課長

シティープロモーションについてお尋ねをいただきました。

光市では、シティープロモーションについて一つの定義をしておきまして、御紹介いたします。「町の名前やイメージを発信することにより、市民の皆さんがいつまでも住み続けたいと思える、ふるさとへの誇りや愛着を育むとともに、光市という町の名前やイメージの発信効果によって人・もの・金・情報などの資源を獲得し、町を持続的に発展させていくための戦略」。このようなかたちで整理をしております。

さらに、このシティープロモーションを具体的に進めていくための基本方針ということで、4点考え方を整理をしております。

具体的に申し上げますと、1つ目として、町資源の再点検。つまりは、さまざまな機

会を通じて、市民の皆さんに光市への愛着や誇りを高めてもらうための仕掛けをおこなうということでございます。

それから2つ目として、新たな魅力の創出。光市が持つ有形・無形の資源を再点検していく中で、ほかの自治体にはないような魅力を発見して、全国に発信していくことでございます。

そして3つ目としては、都市ブランドの確立。光市の住みよさ、人の温かさなど目に見えないような魅力をいろんな角度から表現をして、町のイメージとして発信をしていくことでございます。

最後4つ目として、効果的な情報発信。いろんな所管が実施をする事業、イベントが光市の認知度の向上、あるいは光市への関心につながるように発信をしていくことでございます。

こうした考え方のもとで活動を行いまして、光市のイメージや知名度を向上させて、その成果を最終的には移住定住に結びつけていく、そういうことが、長くなりましたが、一つの考え方でございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。私もパソコンの前で、「光とは」とか「ライト」とかいろいろずっと眺めて何分も考えたこともあるんですけど、そういったことで難しいと思うんですけど、いろいろ難しい本なんか読むと、地域ブランドを、また都市ブランドを磨くことが重要であるなど、シティープロモーションの関係が手段として取り組まれているんですけど、そういったところ、地域ブランドと都市ブランドについての光市での考え方というのを、また少し突っ込んでお願いします。

○岡村企画調整課長

地域ブランド、都市ブランドを生み出していくために、広報シティープロモーションだけでなく、例えば、経済部所管の商工、あるいは観光、こういった部局もそれぞれの観点から取り組みを進めているわけですが、広報シティープロモーションの取り組みの一例で申しますと、現在、人の優しさとか温かさ、「光」という名前を効果的に発信をしようということで、光市らしさをほうふつさせるようなデザインをあしらいました名刺の台紙デザイン、これを広く募集しております。

今月末を期限として、今、募集をしているところですが、光市の風景写真、あるいは何となく個性的なイラスト、こういったものを素材としたような台紙デザインを、今、十何点ぐらい応募を受けているわけですが、この募集を締め切った後については、この台紙をホームページのほうから自由にダウンロードをできるようにして、自分用の名刺をつくっていただいて、仕事とかプライベートとか、いろんな用途で使っていただければというふうに考えています。

光市らしさというものを詰め込みました名刺を通じて、光市のイメージを定着させまして、都市ブランドの確立というものにつなげていければと思っております。

このほか、この10月末ぐらいを予定をしているんですけれども、山陽自動車道の下松サービスエリアの下り線のパーキングエリアで、光市のPRのためのイベント等も企画をしております。

こういったイベント等もしっかり活用しながら、光市の魅力、こういうものを認識してもらおう。すなわち都市ブランドの創出につなげていければと思っております。

以上でございます。

○田邊委員

よくわかりました。いろいろ努力されているところが、今、よくわかりました。

そういったとこで、今、そういったシティープロモーションなど難しいとは思われるんですけど、各自治体間の競争など、よく耳にするんですけど、そういったことについて、シティープロモーション課のほうではどう考えておられるのかお答えください。

○岡村企画調整課長

シティープロモーションを進めていく上では、多くの人から選ばれる町になるということでございますので、人や資源の奪い合いといいますか、そういった自治体間の競争が発生するということは否定のしようがございませんし、そのとおりでらうと思えます。

しかしながら、それと同時にシティープロモーション活動とは、基本的な考えのところでも少し触れさせてもらいましたけど、この町に暮らす人が、故郷への愛着を育て町をよさを再発見する。そういうふうなことも重要だろうと思えます。

むしろ、そういうところに一つ重点がまずは置かれるべきではないかなとも思っております。

そういうことで、やはり市民の満足とか、市民福祉の増進とかそういうところがまずあって、それから自治体間競争というものを考えていく。まずは、市民満足とか市民福祉の増進、こういったものを最初に考えるべきという考えでございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。市民の満足、また福祉を力を入れるということでよくわかりました。

その中で、関係人口、これについて、わかるとは思いますが、どのように考えておられるかお願いします。

○岡村企画調整課長

関係人口ということでお尋ねをいただきましたが、最近、「関係人口」という言葉が、確かに概念として注目を集めておられて、何らかのかたちで地域にかかわってくれる人口というふうに解釈をされようかと思えます。

身近な例で言えば、例えば、光市が実施をするような移住フェア、あるいは移住セミナーに参加をされた方もこの関係人口だろうと思えますし、もっと言えば、光市へのふるさと納税の寄附者、これもまさに関係人口ということで捉えられるんじゃないかという

ふうに思います。

これまでは、よく「定住人口」とか「交流人口」とかいう言葉を聞いておりましたけれども、やはり時代が進めば、そういった概念におさまらないようなライフスタイルというものが広がっておりまして、関係人口というかたちで、緩くいろんなところとつながるような人がふえているということもいろいろ言われております。

そういう中で重要なことは、そういう方、要は、光市に関心を持っている方としっかりつながっていくことではないかなと、つながりを保っていくことではないかなというふうに思っておりますので、こういった関係人口をふやすのとあわせて、せっかく光市に関心を持っていただいた方とできるだけつながりを保つ、あるいは、つながりを縮めていくというようなことに努めていければと思っております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。それと、ふるさと納税についての、重点的な今の目標は何かということをお願いします。

○岡村企画調整課長

ふるさと納税に対する目標ということでお尋ねをいただきました。

ふるさと納税、ふるさと光応援寄附金でございますが、現在、シティープロモーションの観点からいろいろと力を入れているところでございます。

返礼品である特産品等を通じて、光市の魅力を広くお知らせしようというところで、いろいろと努力をしているところでございますが、総合計画では、このふるさと納税について、平成33年度の目標件数を1,200件と掲げております。

平成29年度、昨年度については、全体で641件の方がふるさと納税をお寄せをいただきました。この数字の倍近くになるわけなんですけど、平成33年度の目標件数1,200件、この数字が重点的な目標といたしますか、具体的な目標ということになるろうかと思えます。以上でございます。

○田邊委員

ふるさと納税でも、そういった目標を掲げて取り組んでおられるというところはすごく理解しました。

平成29年度の600件、また平成33年度で1,200件という倍の目標を持って取りかかっているというところは、これからの頑張りが必要じゃないかなとは思います。

返礼品で人気があるものは何なんですか。

○岡村企画調整課長

人気の返礼品でございますが、今年度の、これまでの状況で見ますと、例えばアイスクリーム、一口アイスセットというのがあるんですけど、それとか、あとはハモしゃぶセットと言いまして、ハモのセットです。あとは、ステンレスのフライパン、チタンの

マグカップ、こういったものも人気をいただいているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。長々と、光のシティープロモーションからふるさと納税まで質問しましたが、基本的に、資源の再点検、また魅力の創出、都市ブランドの開拓、そういった情報発信など、これからも掲げる課題はかなりあるとは思われますが、情報社会なのでいろいろなところから情報を得て、今後とも、関係人口増加のためにも、またふるさと納税も大事でありますので、光市のファンを増加することに力を入れてください。

以上です。

○田中委員

すみません。2点ほどお尋ねしたいと思います。

1点目が、8月にホームページのほうで、光市ホームページリニューアル業務に係る情報提供依頼というものが出ていたんですが、いよいよホームページのリニューアルに向けて動き出したのかなと思ったんですが、その内容についてお聞かせいただけたらと思います。

○邊見行政改革・情報推進課長

お尋ねの光市ホームページリニューアル業務につきましては、平成31年度予算要求の資料とするため、市ホームページのリニューアル及びコンテンツ管理システムの更新に向けての技術動向、問題解決の方向性や導入及び保守に係る経費等の基本情報について、情報サービス事業者に対して、幅広く情報提供を求めたものになります。

具体的には、市のホームページ上に情報提供依頼書のフォーマットを掲載し、8月9日から9月7日までの期間において、情報サービス事業者に、電子メール、郵送、または持参の方法により、資料提供を求めたものになります。

今後、今回提供を受けた内容をもとに、ホームページのリニューアルに向けて、求める機能、実現方法、必要な経費等を精査し、新年度予算要求に反映したいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。今の説明の中で、問題解決の手法というような言葉もあって、いわゆる今のホームページが抱えている課題とか、こういうふうにしていきたいんだという方向性が少しあるのかなと思うんですが、そのあたりはどういったことが今のホームページでの課題になるのでしょうか。

○邊見行政改革・情報推進課長

それではお答えいたします。

本市のホームページは、現在はウェブサーバーを本庁舎内に設置しておりますので、災害発生時等には、停電や機器の損壊があった場合にホームページを通じた情報発信ができなくなる可能性がございます。こうしたことから、クラウド化も想定したような対応が必要ではないかと考えております。

次に、最近ではスマートフォンやタブレット端末からのアクセスが増加しており、こうした端末での適切な表示が実現できるような仕組みに見直す必要があると考えております。

また、総務省が定めるガイドラインを踏まえ、コンテンツやレイアウト構成等の見直しを行い、ホームページの閲覧者の視点に立ったわかりやすさとか、検索のしやすさ、表現のわかりやすさ等について改善する必要があると考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。昔は本当にホームページを見ても、どこも同じような感じだったんですけど、最近、他市町のやつを見ても、アイコンばかりが出ているから反対に見にくかったりというのもあったりするんですが。

あと、デザイン性にすぐれていたりというのもあるので、今言われた課題を解決できるように、また来年度にということだったので、リニューアルに対しては期待しておりますので、楽しみにしております。

そして2点目で、先ほどちょっと同僚議員のほうからシティープロモーションのお話もありましたが、このたびの豪雨災害でいろんなイベントが中止になっております。その中で、シティーセールスの、一つの、私は目玉としても思っていたんですが、まちぐるみWeddingについて中止になっております。

それで、その対象というか、そこで式を挙げると言っているのかどうかかわからないんですけど、楽しみにしていたカップルもいらっしやったかと思うんですが、これについては、このまま中止なのかどうかをお聞かせいただけたらと思います。

○岡村企画調整課長

お尋ねをいただきました、まちぐるみ結婚式、これについては、昨年度大変御好評をいただきまして、今年度については、7月10日号の広報にも掲載をさせていただいたんですが、「海」とまちぐるみ市役所Wedding」ということで、8月9日に、海と市役所の2つの会場で実施をするということで準備をしておりました。

2組のカップルから、実は応募をいただいていたわけなんですけど、7月の豪雨災害を受けまして、御案内のように、市として災害対応を優先するというようなことでイベントの中止を決定をさせていただいたところでございます。

やはりその後、応募いただいたカップル、あるいは一部の市民の方からも、確かに中止を惜しむ声、残念がっていただくようなお声もいただきましたし、昨年度、大きな反響を呼んだ大変効果的な事業であったというようなこともございまして、現在、何らかのイベントの実施に向けて再検討を行っているところでございます。

当初の案とは少し違ったようなかたちになるかもしれませんが、寒くなる前には、何か町としてのイメージの向上、あるいは知名度の向上に資するようなシティープロモーション事業として実施ができればということで、これから調整をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。開催に向けて動くというお話だと思うので期待しております。

夏も、本当に、海で、あの真夏の中やるのかなというイメージはあったんですけど、前回も含めていろんなアイデアで予想を上回るようなことをされているので、季節は変わるのも、またどういった企画になるのかというのは期待をするところですので、災害でちょっと暗くなっている市民の方も多いかもかもしれませんが、その中に笑顔を届けて幸せが広がるようなシティープロモーションも含めてやっていただけたらと思いますので、よろしく願いして終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第58号 平成30年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明：縄田地域づくり推進課長、古迫市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

先ほどのコミュニティセンターの整備事業ですが、これは、あれですか、130万円というのは三島出張所とコミセンと分けて計上するというんじゃなくて、一本で計上するんですか。

○縄田地域づくり推進課長

建物自体はコミュニティセンターということで、今回、一本で計上しております。以上です。

○河村委員

床上で、いろんな器具を含めて浸かったということですが、その三島出張所の部分は、そういう被害には遭っていない。

○縄田地域づくり推進課長

今回の豪雨によりまして、三島コミュニティセンターの事務室及び三島出張所の執務室が床上浸水の被害を受けておりまして、そちらの補修をすることとしております。以上です。

○河村委員

同じとこじゃけえ、結果的には一緒じゃないかとかこういうものでしょうが、何かちょっと違うような気がするんですけど。例えば、7日、8日の相談業務ができなかったわけですが、それはどういうふうな対応をされたんでしょうか。

○委員長

河村委員、補正に係ることか、相談業務のことなのか。

○河村委員

今、区分がつかんかったからやね、ついでに聞いてみたんじゃないけど。

○古迫市民部次長

三島出張所におきましては、コミュニティセンターの電話等が浸水で使えなくなり、復旧したのは月曜日でございますので、7日（土）、8日（日）の相談業務につきまし

ては対応できておりません。

以上です。

○河村委員

出どころが一緒じゃけえ、同じようなもんですが、だけど財布の区分からいうと、コミセンの部分と出張所の部分というのは、ちょっと違うと思うんですね。やけえ、ある意味で言やあ、出張所が幾ら、コミセンが幾らというような細目があったほうがええんではないかなと、私的にはそう思うんですが、意見があるようですから、どうぞ。

○森重副市長

まさに、その今、河村委員から御指摘があるように、あの施設そのものの機能とすれば、三島の出張所と三島のコミュニティセンターの機能があるわけですが、あの建物そのものは、光市コミュニティセンター条例に基づく施設として光市が設置をしているのでありますことから、今回の、この災害に伴う床上浸水に伴う復旧作業につきましては、建物として整理をさせていただきましたことから、一括して地域づくり推進課のほうに予算計上をしたものでございます。御理解をいただきますようお願いいたします。

○河村委員

わかったようなわからんようなんですが、ということは、出張所業務というのは、コミセンに間借りをして出張所業務をしよると、こういう解釈でええんですね。

○森重副市長

あくまで、光市コミュニティセンター条例に基づく三島コミュニティセンターの中に三島出張所があるという御理解をいただきたいと存じます。

○仲山委員

我々の委員会のほうでも視察に回ったときに、三島出張所のほう寄らせていただいたんですけども、床タイル、確かに結構傷んでおりましたが、上に置いてあるスチールの什器類が、水がある程度の高さまでつかったというような話があって、ほとんど動かして掃除も、あの時点ではまだ終えていないというような状態だったんですけども、あの什器類は、そのまま使えるというか、特に被害はない、使える状態なんですか。

○田中三島出張所長

什器類については、通常業務を行うのに支障がない状態であります。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②議案第59号 平成30年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：古迫市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○河村委員

固定資産税について、ちょっとお尋ねをします。

今回、災害に遭って、レッドゾーンと言われるところが、特に大きな被害に遭ったわけですね。固定資産税を評価する際に、レッドゾーンについてどのような判断をされたのか、ちょっと聞かせてもらっていいですか。

○杉本税務課長

このたびの災害地域と土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンですが、直接の関連はありませんけど、豪雨により発生した土砂災害は、多くの地域が重複しています。

レッドゾーンにつきましては、山口県内で各市町が補正率を設定しておりまして、所要の補正で、レッドゾーン区域については0.7の補正率を評価額に乗じています。

以上です。

○河村委員

そうですか、いつやったのですかね。去年、おととしぐらいにレッドゾーンの県の説明会がありましたが、そんな話はなかったような気がしますが、要は、今の法面の角度とか高さに応じて、必然的に、これは掛けただけだというような説明であったと、こういうふうに解釈をしちよるんですが、レッドゾーンについては、税額分に0.7を掛けて、要は減額をして固定資産税を掛けていると、こういう判断でいいんですか。

○杉本税務課長

税額ではなくて、評価額に補正率を掛けています。

以上です。

○河村委員

先日、今、被災された三井の方に要望を上げていただいて、新しい分譲地ではありませんが説明を受けていると、要は、レッドゾーンについての説明も聞いていると、こういう話であったということは、はなから、例えばその辺の周辺の地価が10万円じゃったから7万円と、こういうことなんですね。

○杉本税務課長

7万円というのは、評価額に対して補正率を掛けています。
以上です。

○河村委員

新しいところは、それで理解はできましたが、そうすると、私が住んじょるところもレッドゾーンの地域なんですが、税額変更になって、全部減額をされるわけ。

○杉本税務課長

今年度から、光市では県が723カ所の区域を指定していますので、そのうち、該当箇所については所要の補正として補正率を乗じています。
以上です。

○河村委員

平成31年の4月からと、こういう判断でええんですか。評価額……、ごめん、平成30年、平成30年の4月から、その新しい評価額で課税をしていると、影響額というのはどのくらいあるんですか。

○杉本税務課長

その辺は、資料を持ち合わせておりません。

○河村委員

31年度の予算編成で、その説明も聞いていないけど、これ30年か、ごめんなさい。30年度の、要は歳入が減ったと、こういう話になるじゃないですか、そういう話もなかったと思うけど、影響額がわからんちゅうのも、ちょっと、よう理解ができません。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先ほどの金額につきましては、明日、御連絡いただくということで進めてまいりたい

と思います。

○河村委員

レッドゾーンの説明会のときに、今のような、要は評価額が下がる、あるいは税金が下がる、そういう説明については一切なかったわけではありますが、既存の、要は建物を持っている、土地を持っている人については、そのレッドゾーンに指定されたがために、要は資産が目減りしたわけね。

そんなことが勝手に、ぽんぽん行われるちゅうのも、ようわからん。何か、これは改善する方法、例えば、今、擁壁を、裏を固めるとか作業をすると、それが改善されるのかどうかようわかりませんし、そのときの説明で、「いや、必要なら、どっかよそへ引っ越しちゃったらええ」と、「そのためのお金貸しますよ」と、こういう話があったのいね。ここまで、その災害に遭ってみんなや、切実な気持ちになれんところがあつて。

そうすると、今、災害に遭った人に、「いやいや、いろいろなことを言われても、そりゃ、あんた、そういうところへ買うて入ったほうが悪いのいね」と、そういう解釈じゃ。ちょっと、今、半分びっくりして、レッドゾーンになったら、今回、税率が下がりました、実際に僕は自分で税額が何ぼになったかちゅうの、よう見ちょらんからわからんのですけど、そのあたりの、どっかで説明みたいなもんが要るんじゃないですかね。

○森重副市長

先ほど、河村委員さんが、光市のレッドゾーンの説明会のときにそういう話がなかったという御指摘をいただいたわけではありますが、恐らく、レッドゾーンの説明は、山口県において、行ったのではないかと思っております。

固定資産税については、基本的には市税でありますので、山口県がお答えすることができなかったと思うんです。

それぞれの市町村によって、固定資産税を賦課決定をしていくことになっておりまして、先ほど、税務課長のほうから御説明を申し上げましたとおり、光市における土砂災害警戒区域の指定が平成28年12月だったと記憶しておりますので、それから1年を経て平成30年度の課税からそういったかたちで評価額に補正率を掛けて、市民の皆様の負担軽減を図ったという御理解をいただきたいというふうに思います。

一方、河村委員、御指摘のとおり、自分の住む、いわゆる資産が、いわゆる行政の権限によってそういうかたちで、要は税が安くなる一方で、その評価が下がるのではないかというような御懸念があるというのも、私自身も理解ができます。

当面、光市としては、市民の皆様の負担軽減を図るということから、固定資産税の負担を0.7という補正を掛けているということをお理解をいただくとともに、一昨日、陳情があった方について、恐らくは28年の12月よりも前に、恐らくそこにお住まいになっておられるので、なかなかこのあたり、当初、このレッドゾーンの指定については、あくまでいろんな施策を講じることが目的ではなく、現にお住まいの方々が自分がどういう危険のあるところに住んでいるのかということをお知らせをするという意味が一番多かったと、私自身は理解をしておりますので、今後、そういったレッドゾーンに、例え

ば新築をされるとかのときには、一定の安全対策を講じていただかなければ、その許可が下りなかったり、今、委員から御紹介のあったとおり、やはりそういった危険なところから、どこか転居をしたいという場合においては、国等の施策がございますので、そのあたりの御利用を、お示しをしていかにゃいけないのかなと。

このあたりの指定のほうが、どうしても先に指定をされましたので、光市としての対応が、少し後手になっているのかなと。今後、指定をされた方々に対する支援策については、一定の整理をさせていただいた上で御説明もしていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○河村委員

要は税額が、補正が、これは特例みたいになっている話ですか、それとも、もう未来永劫続くという話なんです、評価額。

○杉本税務課長

県が指定し、山口県内の基準として設定していますので、指定を解かない限りは補正率を乗じます。

○河村委員

そうすると、恒久的な施策であるとするれば、説明が要るんじゃないかね、そのことについての。恒久的な事柄であれば、議会についても、じゃあ、税額が根本的な変更になるんで、そのあたりの説明が要ると思うし、じゃあ、そのレッドゾーンに指定された地域について、評価額の0.7ですよという説明がなければ、恐らく、さっきの陳情に来られた方は28年にお入りになっていますから、当然、その前に入ったと、こういうことになるんですが、親切じゃない。

今回、あそこの三井で、六丁目、八丁目で被災をされた方についても、僕は光井の、名前出しちゃいけません、ダスキンさんが平成11年に倉庫をつくったのよね、直前ですよ。そやけど、それ親切じゃない、誰も教えんから、道路に隣接して合わせてつくったから、すぐ被災してしもうたわけ。あんとき、何か1億円ぐらい被害を被ったんですよ。品物で。

やっぱり、ある程度親切に、被害に遭うかもしれないというのを伝えれる方法を持たないと、あねえなとこ行ってからしもうたでよと、あねえなとこ行ってしもうたでよというのは、あんまり適切でないし、25年に1回の大雨じゃったと解釈をすれば、例えば25年後に来るかというたら、そんなことはない、来年もまた来るかもわからん、そんな状況は、やっぱり親切に発信することが必要なんじゃないかなと。そんなことしたら誰も来んって、言われればそれまでかもわかりませんがね。

でも、0.7になったんですよというのは、現実味が帯びちよるから、どっかでそういうものが要るんじゃないかなと、こう思いますけどね。要望にしちよきますから、何らかの機会に、ええですか。何らかの機会にそういうふうな方法というのを考えていただ

いたらと思います。

それから、ちょっとしつこいんですけど、クリーン光についての補助金の中で、従前は、山口県が維持管理をするところなんで、お金をもらいよったのいね。川の維持管理をしたり、海岸でも、県管理の海岸がありますから、その維持管理についてお金をくれたわけですが、もう、久しくお金をもらっていないんで、そのあたりについて、きちっと交渉しなきゃいけないんじゃないかなと。

先般、私んところも、光井川のいろんな保全対策をやったんですが、よう調べたら、県から維持管理費をもらうちよったのいね、市のほうはね。ひよっとしたら、うちの建設部は、お金をもらうちよるんじゃないんかね、維持管理をする。いや、光井川はお金を払うたって言いよったよ。

その交渉を、たまたま、それは地域づくりが相手になってしもうたんじゃけど、交渉に行ってこんかね。

○委員長

質問ですね。

○河村委員

質問です。

○森重副市長

それぞれ国の管理の海岸、県管理の海岸、まさに今、河村委員、御指摘のとおり、光井川も県管理の河川でありますし、島田川も県管理の河川であります。虹ヶ浜海岸は国土交通省管理の海岸でありますし、室積海岸は県管理、農水省所管の海岸であります。それぞれ、維持管理をしていく上で当然必要な経費というのはかかってくるというものと思っておりますが、このあたりについては、例えば漂流物に関する補助金とかいうものであったり、というようなものもあっていますので、もう一度歳入を精査した上で、必要であれば県なりにお問い合わせに行かなければなりません、まずは調査をさせていただきたいと思います。

○河村委員

はい。

○森重委員

じゃあ、すいません、ちょっと一つだけ、急に申しわけないかもしれないけれども、すいません。

今回、被災の直後ということで、このたびの被災者に対する各種税の免除とか減免とか、そういうものがあると思うんですけども、今の時点でわかるかどうか、ちょっと不明ですが、これは多分、罹災証明書発行に伴う人数等で把握できるのかもしれませんが、どういう税金が対象となって、影響額といいますか、それはこういうときですから、

それはあれなんです、そのあたりを、ちょっとすいません、お聞きできますか。

○杉本税務課長

このたびの市税による減免についてですが、光市税条例及び施行規則に基づき、納税者からの申請により、固定資産税及び都市計画税、個人市県民税、国民健康保険税の当該年度の税額を減免します。

以上です。

○委員長

影響額。

○杉本税務課長

影響額については、今、減免申請が出されている状況ですので、まだわかりません。

以上です。

○森重委員

わかりました。災害、受けられた方、非常にいろんな意味でも大きな負債というか、大きく損害を受けるわけですけれども、そういうことがあると、市のこういう税の面でも多少影響が出てくるということで、この辺は認識をしておきたいと思います。

すいません、ありがとうございました。

○森重副市長

せっかくの機会、今、森重委員さんから税の減免というお話がございましたけど、税以外でも後期高齢者保険料も介護保険料も、それぞれ申請に基づいて減免をさせていただくことになっておりますので、主たるは税のほうになりますし、市民税のほうも雑損控除もありますので、このあたり、市の広報でもお示しはしておりますけれども、引き続き対象者につきましては申請をしていただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○森重委員

ありがとうございました。ちょっと参考までに聞くんですけど、例えば、物すごく大きな災害で、こういう税収に、例えば影響が出た場合、国かなんかとか、そういうのは何か、それも何かかわってくるんですか、ごめんなさい。

○森重副市長

税の場合、国から地方公共団体に補填という意味合いではありませんが、国土の均衡ある発展のためにある制度とすれば、地方交付税制度があるわけでございます。地方交付税制度は基準財政需要額と基準財政収入額によって、交付の額が決まってくるわけでございます。

税の減免等があれば、収入が減るわけでございますから、少なからず地方交付税制度の中で補填はされるのではないかと思います。

ただ、これだけ大きな災害が全国各地で発生をしておりますので、地方交付税の財源そのものも毎年のように目減りをしておる状況の中でいけば、期待するほどの補填があるかどうかというのは未確定でございます。

○中本委員

それでは、一つお聞きをしてみたいと思います。

毎日、マスコミで全国的に痛ましい事件、事故が起きております。幸い光市においては、痛ましい事故が今まであんまりありませんので、安心はしておりますが、全国的に防犯カメラの設置状況、どんどん全国で設置をいたしておりますが、光市は、まだまだその域に達していない状況だというふうに思いますが、現状がわかれば、ちょっと教えてください。

○小田生活安全課長

防犯カメラの設置状況についてでございますが、生活安全課所管分の防犯カメラの設置については、警察署に事務局がございます光地区防犯団体連合会において、駅前に2基ほど設置している状況でございます。

以上です。

○中本委員

わかりました。現状では駅前に2台の設置ですかね、そんな状況だというふうに思っております。

コンビニ等の企業では、コンビニは、もう明らかに防犯カメラを設定してあるというふうに思っておりますが、民間の企業が設置している部分には、なかなか難しい部分はあるかと思います。

周南地域を見てもみますと、非常に下松が積極的に防犯カメラの設置かなりの台数で、周南がなかなかおくれておまして、光と同じくらいの設置台数なので、今後、いろんな事件・事故、痛ましい事故・事件が起きる可能性があります。学校周辺、通学路、あるいは駅前、大型店周辺等を含めて、今後、そういう防犯カメラの設置についてのお考えがありますかね。

○小田生活安全課長

防犯対策として防犯カメラの設置は犯罪行為を抑止する効果や、犯罪時の捜査などに有効な手段の一つであると認識しております。

今後につきましては、犯罪被害の多様化等により新規にカメラ設置による犯罪抑止に効果がある設置場所につきましては、引き続き、光地区防犯団体連合会や警察署と連携しながら対応について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○中本委員

防犯カメラの犯罪の解決につながるケースが非常に多いということで、明らかでありますよね。ぜひ、前向きに検討していただきますように。見守り隊、あるいは交通安全等、いろんなパトロールでやっておりますと、まさに子供たちのため、あるいは市民のためにそういうものの設置は取り組むべきだというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

終わります。

○田中委員

1点、すいません。先ほどの河村委員のレッドゾーンの固定資産の考え方について、ちょっと理解を深めるために、ちょっと確認を含めてお聞かせいただけたらと思うんですけども、先ほど、レッドゾーンに関しては0.7をかけているというお話があったんですが、例えば、これ敷地内にレッドゾーンを含んでいるお宅だったら、そのレッドゾーンに入っているところだけなのか、その人のレッドゾーンを含む敷地内全部がその0.7になる対象になるのかというところをお聞かせいただけたらと思います。

○杉本税務課長

その区域を分けて補正をかけるのかどうか、定かではありませんので、後日、御回答させていただきたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先ほど質問のありましたレッドゾーンに関する案件につきましては、後ほど執行部のほうから回答があるということで、引き続き、他の質問を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

ほかにありますか。

○田邊委員

すいません、ちょっと先ほどの質問ですけど、先ほど、災害による減免の、税の減免のことをちょっと触れていたんですけども、それでどのような税がどのように減免されるかというところは理解できました。

それで、減免に対する周知徹底も、ある程度、先ほど少し答えられたんですけど、対象者に申請するようお願いいたしますということになっていたんですけど、それ以外に周知徹底の方法とかいうのは何かあるんでしょうか。

○杉本税務課長

減免による周知徹底ですが、お問い合わせ等の周知につきましては、市ホームページ及び広報紙において、既に掲載しております。

また、市税関係だけではなくて、さまざまな支援制度や減免などがあり、福祉総務課が罹災証明書送付時に支援制度や減免などを案内する支援相談窓口一覧表を同封していますので、被災内容が対象となるそれぞれの支援制度や減免などについて、お問い合わせさせていただきたいと考えております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。福祉総務課のほうでも連携して、そういった周知を徹底しているというのをよく理解しました。

それで、大和支所や出張所でも、そういったものは手続できるのでしょうか。

○杉本税務課長

出張所などにおける手続についてですが、個人市県民税等の減免基準が、少し複雑で説明も難しく、必要となる書類も多くあることなど、詳細な説明が必要となることから、税務課窓口での受付を主としています。

また、電話等の問い合わせがあれば、事前に申請書や必要となる書類のお知らせ等を送付し、改めて相談、申請していただくこととしております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。いろいろなその書類など、たくさん要するようなことを今、聞きましたけど、そういった電話での対応も丁寧にやっておられるということで理解しておきます。

災害についての減免は、やはり災害を受けた方はそれなりに財産も奪われたり、資産も奪われたりなどで、そういったいろいろな特例な措置を、これからもよろしく願います。

災害の件は終わりました、少し、ちょっと聞きたいところがありますので。光市において無戸籍者の相談なんですけれども、これが少し話題になったことがあるんですけど、戸籍がない人、その相談などは過去にあったかどうかというところをお願いします。

○古迫市民部次長

今、無戸籍の方ということで、数年前からマスコミ等で話題になりまして、社会問題になっているということは承知をしております。市民課のほうに戸籍のそういった作成の相談等は、受けてはおりません。

以上です。

○田邊委員

わかりました。光市では、そういった無戸籍者からの相談はないというところを理解

しました。

相談があった場合の対応は、もっと具体的にはあればお願いします。

○古迫市民部次長

戸籍の手続の相談を受けた場合がございますが、その方の事情というのがございますので、その意向を十分に踏まえた上、救済の手続をとるようになります。

手続等は法務局のほうに行っていただくようになりますので、法務局と協力して手続等の御案内をしていきたいと思っております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。そういった迅速な対応を、そういった相談があったときはよろしくお願いします。

次、続いて年金についてなんですけど、学生特例制度であります。所得基準など制度の仕組みと申告状況の推移、これを教えてください。学生特例制度です。

○古迫市民部次長

国民年金の学生特例制度ということでございますが、学生さんであれば、そういった納付の猶予の制度があるということでございます。所得は扶養がない場合は118万円というのが所得の制限となっております。

○田邊委員

申請状況と推移を教えてください。

○古迫市民部次長

この制度の利用状況でございますが、平成27年度が479件、平成28年度が494件、平成29年度が490件でございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。そういった学生特例制度、これは本人が一定の所得以外の学生が対象なんですけど、家族の方の所得は問わないということなんですけど、それもそうなんですか。

○古迫市民部次長

本人の所得は条件がございますけど、家族の方は所得は問わないということになっております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。

続いて、老齢年金の繰り下げ受給の制度、これがあると思いますが、これのメリットとデメリットを教えてください。年金をもらうのにメリットとデメリットですね。そういったところをお願いします。

○古迫市民部次長

老齢年金の繰り下げ受給についてのお尋ねでございますが、メリットとしては、繰り下げれば率が上がります。具体的に申しますと、66歳以降、1カ月繰り下げると0.7%年金がふえますので、1年繰り下げれば8.4%の増加ということで、最大70歳まで繰り下げられますが、70歳まで繰り下げますと42.0%の増額になるということでございます。メリットとしては、長生きをされれば、それだけたくさんもらえるというのはメリットかなとは思いますが。

また、デメリットでございますけど、厚生年金に加入されている場合は、加給年金や振替加算等が、その待機中には受けられないというような制度もございますので、その辺はよく注意をされて判断をされるようになるかと思っております。

以上です。

○田邊委員

よくわかりました。ここで注意するのは、厚生年金に加入しておる人が繰り下げ受給、私たちもできるんじゃないかという勘違いがないように、このデメリットがあるというところが、よく理解できました。そういったところで相談があったら、そういったところも周知してください。よろしくをお願いします。

それと、あと一点。消費生活の問題です。

架空請求の被害、これが社会問題になっていますが、過去の事例と対策等を教えてください。

○小田生活安全課長

消費生活センターにおける架空請求の事例といたしましては、今年度、9月10日現在で申し上げますと、架空請求に関する消費生活センターへの相談件数は118件でございます。そのうち、はがきによる訴訟、最終告知のお知らせなどの事例は98件、スマートフォンへの有料動画の未納料金が発生しているなどのメールの事例が20件でございます。

過去の事例としては、平成29年度で申し上げますと、はがきによる架空請求が133件、メールによるものが51件でございます。

架空請求被害防止対策につきましては、市の広報やホームページ、メール配信サービスによる注意喚起、あいぱーく大和支所、各種駐車場へのポスター掲示、老人クラブやふれあいサロン等への出前講座により周知を行っており、今後も引き続き警察と連携しながら被害防止に努めることとしております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。こういったものも被害に遭っていないとかいうかたちで、光市で被害に遭っていないとか、そういった安心の上で起こり得ることもあるんで、もし仮に起きた場合は、また、いろいろなことが問題が出ますので、ぜひとも注意喚起をよろしくお願いします。

以上です。

○委員長

ここで、1時間たちましたので暫時休憩といたします。なお、再開は15時45分をお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先ほどのレッドゾーンにかかわる田中委員からの質問等について、執行部からの答弁がありますのでよろしくお願いします。

○杉本税務課長

先ほどの御質問に対してですが、宅地の一部でもレッドゾーンが指定されていれば、全体に所要の補正を行い、評価しております。

以上です。

○田中委員

わかりました。そしたら今年度からということなので、今年度の固定資産額の評価額が行くときに、そういった旨の説明も入れてお知らせをするという理解でよろしいですか。

○杉本税務課長

課税明細書等が入っていますので、その辺で、評価額というか税額が下がっているという確認はできます。

以上です。

○田中委員

確認ができますではなくて、お知らせする側としてレッドゾーンのエリアを含むので、先ほどの0.7を乗じた額に今年度からなっていますというお知らせは入るのですか。

○杉本税務課長

それにつきましては、平成30年度の納税通知書の中には、同封しておりません。
以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○杉本税務課長

先ほどの河村委員さんへの回答について訂正をさせていただきます。

評価額に補正率を掛けると申しましたが、評価額は変わりません。評価額において、その光市の補正率0.7を乗じて、課税標準額、これは税率を掛ける前の額ですが、これを算出します。課税標準額に税率を、固定資産税であれば1.4%を乗じて税額を出します。ですから、河村委員さんが申し上げていましたように、税額が7割になるということになります。

行き違いがあって申しわけございませんでした。

○河村委員

すいません、また一に戻るようですが、災害対策本部ができたときに、市民部は何をする。たまたま土日じゃったんですが、全員出勤だと、これ、出勤してきたときに、市民部の仕事は何じゃったんかね。

○古迫市民部次長

市民部の仕事でございますが、防災計画に載っておりますとおり、主には避難所の設営や運営、それから相談窓口の設置、それから施設を持っておりますので、そういったものの応急対応というのが、主な用務として上がっております。

以上です。

○河村委員

相談窓口の設置という点から言うても、土曜日は扉が半分しかあいていなかったわけ。中には、恐らくおいでになった方も、恐らくおったと思います。日曜日にいたっては、全く閉まっちゃったんじゃないから。電話がかかってくるけど、今、ダイヤルインということでもないけど、全部、当直にかかるわけいね。

そんなときに、窓口が市民部じゃから、その市役所の窓口じゃから、それをどうするんかちゅうのが、ちょっと欠けちよったかな。全職員が集まったら、例えば自分の担当課であれば、課長が、うちの仕事は、今日はこれだというて、恐らく夕方まで勤務したとすれば、窓口を開けにゃいけないし、電話の操作ちゅうのはどないなっちゃうんか知らん、直通電話の操作ができるのかできんのか、そのあたりの、せつかく、今、ダイヤルインにしたということであれば、ダイヤルインが使えるかったというのも理解できんし、できたら、いろんな災害が、山であれ田んぼであれ、自分の家であれ、災害が遭うたときの窓口は市民部だと。

窓口を一本にして、あと、ここが振り分けして、じゃあ、これ建設部の仕事、経済部

の仕事というふうな振り分けをしてあげると、すごい便利、市民からすりゃあですよ、ありがたいというふうに感じてもらえると私は思うんですね。

昔にあったような、たらい回しとまでは言わんけれども、ちょっとそういうふうな恐れもあったと思いますので、そのあたりの対応について、どういうふうに研修を、本来、総務がそういう研修をせにゃいけないのか、市民部が自分で自ら、その自分とこの仕事を徹底させるということをするのか、どういうやり方で周知を図ろうとするのか。要はうちの職員じゃけえ、誰でもわかっちゃりますよねと言うてののか、その辺、ちょっと言うてくれる。

○小田生活安全課長

委員さんの御指摘のとおり、被災直後の土日において、市民からの問い合わせ、要望等の苦情に対して、市民に寄り添った対応を配慮する必要があったことは十分認識しております。

今後、どのように研修・検証をしていくかについては、今後、関係部署と連携して対応を考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○河村委員

ぜひ、早急にやっていただきたらと思います。

それともう一点。一般質問のときにも、ちょっとお話ししたんですが、ハンドブック、要は災害対応のハンドブックと、こう言ったんですが、私は、できれば、今、自治会長が335ぐらいおるんですが、転入転出、あるいはいろんな市の手続を含めた一連のガイドブックのようなものをつくって、市民全員に配るわけにはいきませんので、せめて自治会長ぐらいには、そのハンドブックを渡していただくと、事が起きたときにはガイドブック見なさいよということで済むんで、ぜひ、そういうものの作成を検討していただくとありがたいなと思っているんですが、どんなですかね。

○縄田地域づくり推進課長

ただいまの市政全般にわたるハンドブックの作成ということであると思いますが、現時点においては地域づくり推進課としては、作成のほうを計画しておりません。

委員仰せの市政全般にわたる内容を掲載したハンドブック等の作成ということになりましたら、情報も多岐にわたりますし、ほかの市町村においても、余り例がなく、作成するとなったら関係所管との連携も必要になってきますことから、今後の検討課題ということで考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○河村委員

まとめ方の問題なんよね。要するに、例えば福祉で、今、罹災証明とか被災証明とか、いろいろあったけど、今回も資料の中に、事細かい小さい字でいっぱい載せて、それじ

やあ、見てもわからん。そうすると、見てもわからんものは載せんにやええのいね。

要するに、見てわかるような指導本みたいなもんでええわけですいね、ガイドブックというのは。だから、それに恐らく、どっかよその持ってこいって言われりゃ、どっかよそからもろうて帰ってきますけどね、それに似合うたようなものをつくって配ってあげると、自治会長になったときに、実は困らんでえのいね。

今、毎年交代じゃから、ああ、どないやったら1年過ぎそうかと思うて、終わることばかり考えちよる、最初になったときから。それじゃあ、地域の皆さん方のためにもならんので、ぜひ、そういうガイドブックを作っていただくとありがたいんで、大変とは思いますが、どういうガイドブックがええのかという検討ぐらいは、ぜひやっていただきたいと、要望にしておきますので。

○田中委員

もう一件です。すいません。今回、先ほどの続きになるんですが、市民のほうの要望とかも出てきて陳述もあったので申しわけないです、1件だけ、ちょっと確認をさせていただきたいんですけど。

先ほど、レッドゾーンを含む土地全体が0.7を掛けるというお話があったんですが、宅地の部分であれば、一部かかっている、宅地の区画が全部対象なのかなというのは想像がつくんですが、一方で山側のほうのレッドゾーンを含む山林でいっても、土地の区画でいったら、多分、区切りは大きいと思うんですけど、その方たちも、一部含んでいれば山全体が減免というか、0.7掛けになっているという理解でいいんですか。

○杉本税務課長

一体評価して、それに0.7を乗じるようなかたちになります。

○田中委員

わかりました。

○森重副市長

田中委員さんからの御質問において、山林等においても適用される旨のお答えをさせていただいたところですが、正しくは宅地及び宅地批准の雑種地のみに適用されることとさせていただきます。お詫びをし、訂正をさせていただきます。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第58号 平成30年度光市一般会計補正予算（第4号）（総務部・消防担当部所管分）

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

説 明：呉橋防災危機管理課長～別紙

○河村委員

要援護者の名簿が必須になったと言われたですか。これは本人が希望する、しないにかかわらず、名簿をそろえるという意味でいいですか。

○呉橋防災危機管理課長

これは災害対策基本法が改正をされまして、名簿の作成は義務づけられたということです。ただ、それをいろんな防災機関に情報提供する、しないについては本人の同意が必要ということで、要援護者については名簿の作成そのものは義務づけられたということで御理解いただけたらと思います。

○河村委員

よう、のみ込みが悪いんですけど、名簿をつくるのは誰が名簿をつくるん。

○呉橋防災危機管理課長

現在、名簿の作成につきましては福祉所管のほうが行っておるところです。

○河村委員

福祉がというと、要はまた民生委員さんが調査に歩いて名簿をつくると、それは大もとのものは本人の同意があろうがなかろうが、要援護者名簿というのをつくるということでええんですか。

○呉橋防災危機管理課長

そのとおりでございます。

○河村委員

そうすると、それを公表するかしないかというのは御本人が希望しなければ、それは、要は、黒塗りとかそういうような格好で対応をすると。万が一のときに、その名簿はどう活用するの。

○呉橋防災危機管理課長

この名簿につきましては、万が一の場合ということではありますが、万が一の場合については同意ある、なしによらず情報を提供することはできますので、防災機関であるとか自治会、自主防災組織等に情報を提供するということでもあります。

○河村委員

要するに、非常時と日常時と分けたときに、日常のときにそれは公開をするのかどうかというお尋ねなんです。

○呉橋防災危機管理課長

平常時におきましては、同意のある方のみ提供ということになります。

○河村委員

そうすると非常時に提供をすると、こう言うても、非常時にそういう名簿がなかったら手元に届かんかもわからんよね。確認もできんね。今は、福祉のパソコンの中に入っちよるわけじゃけど、非常時のときにその名簿というのは出せんかもわからんいね。

○呉橋防災危機管理課長

それについては、出せるように対応はできております。

○河村委員

その対応ができちよるちゅうのは、例えばそこがちゃんと動けば、機能すればそういうことなんじゃけど、普段そういうものが外へ出ちよかんにや、その非常時に例えばそのパソコンちゅうか、あいぱ一くそのものが機能せんときもあるわけじゃから、そういうときにはその名簿そのものが活用できんちゅうことやろ。

○呉橋防災危機管理課長

その可能性は全くないわけではないです。

○河村委員

ええです。

○田邊委員

おはようございます。今のいろいろ防災のことで変更になったというのは聞きました。それで、その他の部分で、かねてから問題になっています防災無線が聞き取りにくいというところで、ちょっと質問なり提案なりしたいんですけど。

平成30年1月30日に消防庁消防第13号で、消防防災分野における無人航空機の活用に関する資料というのが発表されました。無人航空機、これはいわゆるマルチコプタードローン、皆さんはドローンと言うんですけど、このドローンが平成28年熊本地震及び平成29年7月の九州北部豪雨等における捜索救助活動において運用されたほか、既に複数の消防本部などでも運用が行われている状況にあるということをお聞きしております。

そうした中で、この中には、今、周南市と岩国市がドローンを民間と提携して、防災についてそうしたものを取り組んでいるということも聞いております。このドローンの中で音声による利活用、災害現場の被災状況などの調査、また情報提供、避難してください、また、救助、そんなもので活用できるというところから、本市においてそういった考え方、またそういった知識などあるかないかというところをお聞かせください。

○呉橋防災危機管理課長

ドローンにつきましては、国においても各種分野で活用を模索しておる、検討しているということは承知しております。

災害時におきましても人が立ち入れないところとか、そういうところの検証には機能したという話も聞いておるところです。

ただ、ドローンにつきましては災害時、特に雨、これに弱いという弱点もございますし、航行時間が20分から30分という課題がありますことから、集中豪雨なんかであれば、現状即時使うということは難しい、また防災行政無線に代わる広報活動とかというのは現実的には今すぐに活用というのは難しいのではないかと考えております。

ただ、仙台市等で津波を想定したドローンによる自動飛行広報の実証実験が行われておるということも確認しておりますので、先ほどから申し上げますように即実用化というのは厳しいかもしれませんが、新たな情報伝達手段の一つとしてこうした情報にも注視をしていきたいと考えておるところです。

○田邊委員

わかりました。現時点では、すぐすぐ予算をつけてドローンで対策するというのは困難とは思いますが。

しかしながら、各自治体もそういったところで先進技術を取り入れて対応するようなかたちになっておるんで、今後近い将来、未来的にはそういった活用も全国の自治体でなされるのではないかと私は思っております。

そういったところで光市においてもそういったいわゆる情報、またそういったもので活用するようなかたちをとれば、いろいろな問題が解決できるのではないかと私は思いますので、このことをよろしくお願ひします。

続きまして、これは、今、行われている会計年度任用職員、この制度に変わるんです

けど、これについての質問を何点かさせてもらいます。

私ども、一般市民の方は労働の関係は雇用というんですけど、公務員の場合は任用と
いいますけど、その任用という定義をまず教えてもらいたいですけど、よろしくお願
いします。

○讚井総務課長

任用についてのお尋ねであります。

一般に労働者が使用者に雇用される場合、民間企業等におきましては労働契約によっ
て賃金や労働時間などの労働条件が定められた労働契約を締結をすることで雇用関係が
成立をいたします。したがって、それぞれの民間企業等の契約内容によって労働条
件も異なってくるというようなことになってまいります。

一方で、我々地方公務員におきましては、民間企業等と異なり労働契約というものは
なく、地方公務員法で定められた任用という行政行為に基づき雇用がなされます。この
場合は、地方公務員法の規定に基づいて各市の条例規則等によって労働条件等が定めら
れるということになります。

つけ加えて、任用の場合、この地方公務員法の定めるところにより、受験成績によっ
て採用がなされ、能力の実証に基づいて行わなければならないということが規定されて
おります。

以上です。

○田邊委員

わかりました。地方公務員法及びそういった試験による採用、それが任用ということ
なんですけど、後でも地方公務員法のことは私も述べるんですけど、6月議会にあらか
た説明されましたが、再確認のために会計年度任用職員を創設する、この狙いは具体的
に何なのかを教えてください。

○讚井総務課長

会計年度任用職員制度の狙いということですが、地方公務員の臨時パート、嘱託職員
については、今や地方行政の重要な担い手となって必要なものとなっております。

今回の自治法改正前は、例えば嘱託職員においては地方公務員法の適用から除外をさ
れまして、地公法に定めるサービスの規定が適用されないことから守秘義務が課せられない
などの問題も指摘をされておりました。

また、国が提唱する働き方改革によって、同一労働、同一賃金の考え方に伴いまして、
臨時パート職員や嘱託職員の勤務条件についても見直しが求められるようになりました。

今回の地方公務員法の改正では、新たに会計年度任用職員制度が創設されることによ
って臨時パート、嘱託職員の任用についてきちんと地公法に照らし、守秘義務等の服
務の規定を適用させるとともに、地方自治法の改正では手当の支給など勤務条件の確保を
しようとしたものであります。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。

市の管理運営は原則、正職員を採用していくべきではないかと私は思っているんですけど、そういったところは、今後、この会計年度任用職員の制度によってどう変わるんでしょうか。

○讚井総務課長

市の行政運営につきましては、正職員とあわせて地方公務員法に規定されるさまざまな任用や勤務形態の職員の配置を行いつつ、施策の効率的な展開及び住民サービス、住民満足度の向上に向けて取り組んでいるところでありまして、この会計年度任用職員制度が導入されることにより、非正規職員の任用がやり方が変わるということでありまして、市の管理運営自体に大きな変わりがあるとは認識しておりません。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。

このたび予算で、会計年度任用職員の制度設計について、コンサルタントに委託した理由、こういった理由をお聞かせください。

○讚井総務課長

コンサルに委託する理由ということですが、今回、会計年度任用職員制度等導入支援業務委託、これにつきましては3月議会の新年度予算において既に御議決をいただいておりますが、改めて御説明をいたします。

会計年度任用職員制度は、臨時、非常勤職員の任用について、これまでにない制度改革でありまして、法の趣旨、勤務の内容に応じた任用条件等を確保するため制度設計に当たっては、勤務条件や募集、採用方法、庁内調整等に加え法的な整理を含め多くの条例、規則、要綱等の新設や改正を行うなど、短期間のうちに多くの準備が必要となります。

したがいまして、本支援業務におきましては、条例、規則、要綱などの例規準備等について限られた時間内で確実にを行うために法的な専門知識、技能、経験を有する事業者の支援を受けながら、この制度の円滑な導入を図ろうとするものであります。

以上でございます。

○田邊委員

慎重に法の整理をするというのを理解しましたけど、総務省の回答などで、曲線的には組織の管理、運営自体に関する業務、これについては市の職員の任用やサービスにかかわる行政の核心的な業務をコンサルに委託するという、また、光市がコンサルに委託せざるを得なかったこと、こういったものは、ある程度問われるんじゃないかと思えます。

山口県下においても、コンサルに委託したところは光市のみであります。

そういったところがちょっと私は疑問には思っているんですけど、そういった処理ができる、また、担える職員がいないことを市はどう考えているか。今後、どうその対策を打って出るのかというところをお願いします。

○讚井総務課長

今回の支援業務の委託については、確実に円滑に制度導入を行うためにコンサルの専門的な知識及び経験を生かして支援を行っていただくことにあります。決してコンサルに制度設計を丸投げで委託しているというわけではございません。したがって、こうした専門的な行政ではなかなか持っていない専門的な知識を有する事業者については、やはり必要に応じてこうして委託ということで事業を支援してもらおうということは今後もあり得るのではないかと思います。

○小田総務部長

若干補足をさせていただきます。スキルがないとか、知識がないとか、そういうことではございません。当然、人事制度の専門家もおりますし、そういう状況の中で構築をしてまいります。今回、予算のときにもお示しをしておると思うんですが、高度専門職員、こうしたものの導入もあわせて制度設計を図ろうとしておりますし、いわゆる業務の外部委託の手法の一つと考えていただきたい。いわゆるいろんな作業方面等も含めて軽減を図っていききたいということも一つの大きな目的でございます。限られた人数の中でさまざまな業務を展開しておりますので、急遽の新しい業務においてすぐ職員を配置をするのか、外部委託をするのかという選択もあり得るといこともお含みおきをいただきたいと思っております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。理解はできましたけど、いわゆる市役所の業務を何でも民間業者に委託できるというところ、そういったところの考え方ではないというところは理解しました。しかしながら、市民の命や財産を守る住民サービス、今後維持発展できることは市の職員がもってそういった枠組みを決めていくべきではとは私は思います。

この会計年度任用職員の制度に対しては、2018年から2019年度の予定で関係条例案が議会に上程されるのが、ことしの12月、または、来年度の3月議会で提出されると思われれます。こういった中で、やはりもう時間も限られているので慎重にいかないといけないと私は思います。

この改正施行を見据えた自治体の施策については、私の意見であります。26年度の通知で、特別職の非常勤職員について職務の内容が補助的、定型的であったり、また、一般職の職員と同一と認められるような職や勤務管理や業務遂行方法において労働制の高い職については、本来一般職として任用されるべきであるということになっております。

しかし、その後の経過では、それを取組んだ自治体は少ない、これは総務省の2016年の実態調査の結果であります。過半数の自治体が検討自体を行っていない、また予定なし、と答えております。こういった一般職、非常職への移行の検討をすること、こういったものを十分に皆さんで議論して、この会計年度任用職員についてはいきたいと私は思っております。会計年度任用職員については、もうこのあたりにしておきます。

続いて、現在の山口県の最低賃金は777円ですが、光市のパート職員の賃金は780円とのことです。このたび、10月1日より最低賃金の改定、これはあったのでしょうか。

○讃井総務課長

このたびの最低賃金の改定ですが、平成30年度の山口県の最低賃金は802円となっており、昨年度と比べてプラス25円、改定率プラス3.2%であります。これは10月1日からの適用であります。

以上です。

○田邊委員

わかりました。少しずつ上がっておるというところは理解できました。皆さんによりしくお願いします。

その最低賃金の改定に合わせて、光市のパート職員の賃金を見直す予定はもちろんあるとは思いますが、あるのかどうかということをお願いします。

○讃井総務課長

見直しの予定はあります。

以上です。

○田邊委員

わかりました。先ほどの会計年度任用職員制度、これも十分に検討してよろしく申し上げます。議会でも上程されると思いますので、それとパートの職員の賃金、これもぬかりなくよろしく申し上げます。

以上です。

○林委員

おはようございます。防災行政無線について、1点ほどお尋ねをいたします。

平素より私どもの地域、また多くの地域で防災行政無線が聞こえないという声があります。このたびの災害こそ、防災行政無線が重要であったのではないかと考えます。

そこで、高齢者の方や独居の方々、また携帯電話を持っていない方たちに緊急時にどのように伝達方法が考えられているのでしょうか。以前は、地域では有線放送という手段もありましたけれど、いろんな手法があるかなと思いますけれどお伺いします。

○呉橋防災危機管理課長

防災行政無線につきましては、気象状況であるとか屋内の環境であるとかによって聞こえづらいというお話は確かに我々も声が届いておるところではあります。

そのため本市では、災害時の情報伝達の手段といたしまして、ただいま申し上げました防災行政無線に加えまして、防災広報ダイヤル、メール配信サービス、ホームページ、フェイスブック、広報車による広報等、さらには平成29年の4月からLアラートと連動したテレビ、ラジオを用いた情報提供、さらには避難等の緊急情報についてエリアメールを流す等によりまして、対応をしておるところです。

こうした情報伝達につきましては、高齢者も含めましてなるべく多くの方に正しい避難情報を的確に伝達するための取り組みであります。ただいま委員仰せのように携帯電話等の情報入手手段を持たない高齢者への情報伝達につきましては、全国的な課題でございまして、国においても情報伝達のあり方を現在模索しておるところであります。現状では、高齢者という面から考えますと、防災広報ダイヤル、またLアラートを活用したテレビやラジオの情報発信、これはdボタンで気象情報とか避難所情報とかよく見られるようになっております。また、広報車の広報、自主防災組織や自治会によります直接の声かけなどが考えられるところではあります。こうした既存の情報伝達の有効活用を図るとともに、今後も効果的な情報伝達手段につきましてしっかり情報収集を行いながら研究をしていきたいというふうに考えております。

○林委員

ありがとうございました。いろいろと伝達方法をお考えになって、もちろんLアラートはテレビなんかでそういうふうにして、今おっしゃったようなことも地域に情報が流れる、地域の状況がわかるということもわかっておりますが、これがやはり、しっかりと地域の高齢者の方たち、独居の方たちに伝わっていない部分があるやに思いますけど、それも自治会の伝達方法でもあるかと思えますけれど、今いろいろと配慮されていることは本当に理解できますが、防災における情報伝達に十分ということはないと思いますので、しっかりとこれからも研究していただいて、市民に確実に正しく伝わるような方法を考えていただきたいと思います。と思っております。

先ほどおっしゃいました防災広報ダイヤル、ダイヤルインの0833—72—1410、これを例えば、これは主観でございしますが、とてもわかりやすい方法だと思いますので、テレビを見ていなくても、自分が現状、心配なことがあったときにその番号のステッカーとかを、緊急時はこういうふうなところにかけたらいいよというふうなステッカーでも、また費用がかかることを言いますが、やはり自分たちが赤いステッカーでもあればすごく安心、聞いてみようとか、電話かけてみようということが安心につながると思うんです。そういうことを簡単といえば簡単、私たちが取り組む、そこに貼っていることだけで取り組まれる、皆さんにいろいろ聞かなくてもそういうことに自分たちがわかりやすい方法、個人が持つということはとても大切だと思いますので、これは周知徹底することにより安心・安全につながっていくのではないかと私は思っておりますので、この点よろしく願いいたします。

○委員長

要望ですか。

○林委員

はい、要望です。

○中本委員

それでは、今回の災害の光市防災行政無線についての質問をさせていただきます。

大変な状況が今回、島田川の氾濫によって、そして、思わぬ雨量によって熊毛の筏場、周防の一部、上島田の第2堤防の決壊ということで、大変な被害を上島田四丁目、三井の五・六、周防地域、立野地域全域にわたって災害が起きてしまいました。

警報の順に追っていろいろ復習したいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回の大雨は、山田川が今までにない氾濫を起こして上島田の第2堤防が決壊、島田川の水が溢れたことによって第2堤防が決壊をし、さらに追い打ちをかけた。水がどんどん流れ込んで来たと。ちょうど満潮になりました。それもあわせて、もう4時、5時には大変な状況でした。被災をされた方々はあちこち右往左往、テレビを見る暇はない、サイレンも全く聞こえない。メールを見るような、そんな状況じゃなかった。今の回答のように、じゃあ、なったら役所に電話して確認しなさいと。そんな状況じゃありません、現状は。被災者として本当に身近に大変だというのを感じました。

追って、ちょっと質問させてもらいますが、5日、6日、前日、前々日から大雨が降って、最終的には市の災害報告の中で詳しく説明を聞きました。丁寧に聞きました。6日の雨の避難所開設、自主避難所を開設されました。それから警戒本部体制に移行しながら高齢者の避難開始の発令が出ました。高齢者の避難者発令が出たときに、じゃあ、地域としてどうするのかと、誰がどうするのか。避難できない。どういう体制を組んでいったらいいかということで、後ほどまたそんな状況は話をいたします。

避難所開設発令は、市内全域だったというように聞いておりますが、ちょっとその辺を確認をもう1回させてください。

○呉橋防災危機管理課長

避難勧告、または避難指示等につきましては、全ての地域を一斉にお出ししたわけがありませんが、市内全域に、既に避難勧告等を出している地域を除いた避難準備・高齢者避難開始の発令をいたしましたのは6日の20時20分です。

○中本委員

上島田四丁目は避難箇所が2カ所、婦人の家というのもありました。今回は、島田中学校に避難してくださいというようなお話でした。これもまた一般の人たちは行くこともできないから、ある人がお願いをしてその島田中学校に連れて行ってあげたというふうな状況なんで、避難所が遠くなる、遠くなるということは、非常に現場を考えたら全

くできない状況なんです。だから、婦人の家も結構低い。ちょっと不安な面もありますが、今回は婦人の家が非常に助かった。無人駅も大丈夫でした。線路はだめだ。そのあたりをもう1回、避難箇所を含めて安心・安全な場所はどこがいいのか。地域では高い建物の中に避難しようということで声かけをしました。ところが、もう外に出られない。腰まで水があって出られない、そんな状況でした。

7日の土曜の避難指示（緊急）発令、三井の六、八丁目、周防の中郷ということでしたが、このサイレンの状況は3時でしたね。ちょっとその辺のサイレンの鳴らし音声の状況をちょっと教えてください。

○呉橋防災危機管理課長

7日の朝3時の避難指示につきましては、防災行政無線を使いまして15秒のサイレンを吹鳴した後に音声による放送を行ったところであります。

○中本委員

避難情報、サイレンの音等の種類が、ちょっといろいろ全部行政無線の中身をちょっと全部きょう持ってまいりましたが、避難情報、それから大津波、津波、津波注意、サイレンの鳴る回数が違うんです。今回は今までの水害の中で15秒間、これ1回だったんですか。

○呉橋防災危機管理課長

15秒間を1回吹鳴して、先ほど申し上げましたように音声放送を行ったところでございます。

○中本委員

15秒間の1回を、私はパソコンでもう1回その音を確認をいたしました。みんなその音がどんな音かというのは、本来なら、今日はちょっと聞きたかったんですが、それはちょっと無理なんで、みんなの前で。15秒間鳴ってすぐ終わります。今までの伝達方法は、三島出張所の上のサイレン、消防の出初め式を含めていろんな音声で鳴っておりました。このサイレンは、中島田、三井、立野、上島田全域、すごい聞こえる。よく届く。今回の島田川沿線の今の防災行政無線の役割がもう2割、中国地方の中でもほとんどその防災無線のサイレンが非常に聞こえない。今回、柳井でも今からその音の意味、周知徹底をしようじゃないかというようなことで、今、防災会議に提案するというような話もあります。

窓を閉め切ったときにスピーカーの音が聞こえないというのは、防災無線ができて4年目になりまして5年目に入っている。スタート時点からそんな状況であったというのは、もう耳に入っていると思います。防災行政無線の役割は、地域にすばやく伝達する緊急の放送の一手段でありまして、せめて5割、6割は市内に聞こえないといけないというふうに思っております。ところが、事前の調査でどこまで調査されたか、何とも言えませんが、そこまでさかのぼって言う必要ありません。

光市は海と山と大きな島田川を抱えて、島田川が氾濫したら今回は島田川沿いの全域がもうどうしようもない状況になっていく。これは事実でございます。それを想定しながら、先に県では、島田川の護岸、いろいろなものを見直ししようというようなことも聞いておりますので、これは安心です。

そういう状況の中で、今のサイレンの音を含めてもう少し小まめに5回鳴らすとか、或いは、サイレンの音をもう少し高くするとか、本当に聞こえない地域は屋外のを増やすとか、何か対策をしないといけないと思いますが、ちょっとその辺のお考えを。

○呉橋防災危機管理課長

現在、検証しておる段階で、これからどうしようということは大変申しわけないんですが、お答えすることはかなわないんですが、防災行政無線のサイレンを含めて情報伝達の手段についてはこれから検証をして整理をしたいというふうに考えております。

○中本委員

そういう回答だと、それ以上できませんので、よくわかっておりますので、防災行政無線は費用対効果というのは余り追及はいたしません、やはりその効果が出るような調査ももう1回しなければならぬ。現状の中で、この災害が大変な中で、島田川沿線の周防までの沿線の今のサイレンがどんな状況だったか、やっぱりもう1回調査してみる必要があります。いかがでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

これは業者のほうに確認をいたしましたんですが、サイレンにつきましては基本的には1キロ程度は届くというふうに聞いております。

○中本委員

防災行政無線の届く範囲は今おっしゃったとおりだというふうに思いますが、それは何もない普通の状態の中で音声が届く状況、最悪の状況の中でいかに伝達できるか、音が聞こえるかということはやっぱり考えなきゃいけない。

これ以上言いませんけれども、これは大きな課題、明日、明後日、台風が来る。上島田の第2堤防もそのままの状況、何も手つかず。これが二次災害が起きてくる。そんな状況の中で、やっぱり島田川がある以上は、近い将来起きるかもわからない。うちはもう3回、裏が膝まで来たのが。今回は1m以上、道路が川になってるんです。そんな状況の中で発令して、メールを出して、テレビで、それからエリアメールとかいったって、一般の人は高齢化になっているんです。そんな状況じゃない。もうみんなで助け合って避難して、避難したいから歩けないとボートまで出して、子供を避難させたり、大変な状況です。部落の8割が床上浸水、実際にやっぱりそういう現場をしっかりと当日の1日中かけて、筏場、周防、三井、中島田、島田、上島田、大和で山の崩落、そういう現場をやっぱり即見て、光市がどんなだったというのをやっぱり現場を見ないと、僕は行けないんじゃないかと。強制じゃない。それぐらいはちゃんと目で見て、今後どうして安

心で安全な町をつくっていくか、というように今回思いました。

ぜひ、今のサイレンの音の15秒だけじゃなくして、15秒を例えば5回とか、津波警報は3秒やって2秒休止して、それを3回やる、ここに書いてありますように、ぜひそのサイレンの鳴る時間帯、秒を、例えば緊急ですから5回にするとか、それもやっぱり考え、音がいけないのか、もうちょっと聞きやすい音声にするのか音にするのか、ちょっと長くなりまして、すみません。

救急車、警察のパトカーのサイレン、島田中の手前から全域に聞こえちゃう。夜中の2時でも3時でも。あの音声はやっぱり一番人の耳に入る音なんです。冗談に言いましたよね。サイレンの音を使おうやと、救急車の音をこれに使おうやと、これはできません。だけど、そこまでやっぱり考える必要があるというふうに思いますので、御検討をよろしく願いをいたします。

それで、警戒本部体制がしかれました。高齢者の避難開始を解除され、避難の指示も出て、災害対策本部が7日の7時15分、体制がしかれました。もうちょっと早く警戒本部体制もしかれてもよかったのかなと。もうこの時間帯は三井も上島田も周防も全域、島田川の決壊、上島田の第2堤防の決壊、もうお手上げ状況でした。もうちょっと早く警戒本部体制をしかにゃいかんなどというふうにちょっと感じましたので、これをお願いしておきます。

そういうことで、いろんなことでまだたくさん整理はできておりませんが、ぜひ防災行政無線の今後のことを含めて、音を含めて、島田川沿線を含めて、屋外子機、家庭内が聞こえなかったら個別受信、或いは、FMラジオとかいろんな方法がありますので、大変な状況ですけど、ぜひ早く検討をお願いをいたしておきます。

以上で終わります。

○仲山委員

よろしく申し上げます。今の情報伝達ともかかわってくるかと思いますが、自主防災組織のことについて、お尋ねします。

これまで自主防災組織を各地域に育てるということで、助成をして機材を備えたりとか、或いは、講習や訓練等、各地域で行われてきているところだと思います。実際の災害に際して、有効にこの自主防災組織が機能したといったような例があったかどうか、情報がありましたらお聞きしたいと思います。

私の聞いているところでも、自主防災会といいますか自治会のほうで役員、班長に情報を共有して、各町内の家のほうに声をかけて回った例もあったとは聞いております。ほかでもあったのかもしれませんが、そういったことを含めて自主防災組織が今回の災害に際して何らかの働きがあったか、そのあたりをまずお伺いします。

○呉橋防災危機管理課長

今回の豪雨における自主防災組織の活動ではありますが、全てを把握しているわけではありませんが、入った情報の一端をお話ししますと、発災時、大雨の降っておるときに自主防災組織の役員間で情報の共有、まず会議を持った、そして住民への声かけ、こ

れをしていただいたところがあります。また、消毒作業の取りまとめ、これに御協力を申し出ていただいたことがあるということは聞いております。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲山委員

返答ありがとうございました。幾らかは働いていたということはあったというのは、やってよかったというか、ただ、全体としての印象からすると、やはりそれほど自主防災の動きがあったようには聞いていないというのが正直なところかと思います。

今、中本委員のほうから大変リアルな被災地のほうの状況の話がありましたけれども、情報の伝達というのは、もちろん機器や手法による多重化というのももちろん大事だと思います。それと併せて、今ちょっと例で挙げましたけれども、大変ローテクではありますが、人が人に伝えていく、これは大変重要なことだと思うんです。そのあたりのこともありますので、今、カバー率としてはかなりカバーしてきているところだと思いますので、こういう災害があった後、リアルに考えられるといった状況の中で、そういった被災地の状況等を共有するとかいうようなそういうことを含めて、自主防災の運営される方というか、今の中心になっている方々にお伝えするような機会をつくるのも大事かと思います。共有することで、それが、自主防災の活動が本当に大事なんだというふうに感じてもらえるんじゃないかと思います。

先ほど話がありました、要支援者への対応にしても、実際にリアルなところでは、自主防災組織、地域、隣近所が働くことが最終的に有効なことだと思います。そのあたりも含めて、各自主防災会でその要支援者というか、避難困難者とみんなで助かるための備えというのを進めていく必要があると思いますので、そのあたり、しっかりと進めていってもらえればと思います。

それと、浸水被害のあった地域に、私も災害ボランティアで入って、幾らか話を聞く機会がありました。中にちょっとどうかなと思った感想というか、情報がありましたのが、避難をしないで家にいたから浸水した水をかき出したりとか、対応が素早くできてよかったと、避難しないでやっぱり家にいるべきだといったような考え方を持ってしまった方が、一定数いらっしゃるように私は感じました。このたびの雨は5日から8日までで456mmでしたけれども、西日本の多くの地点で500mmを超えている地域があったと、中には1,000mmという倍以上というような雨が降っていた地域もあったということです。このたびは浸水の深さがこの程度でしたけれども、場合によると、それ以上になることもあるんだということをやっぱり念頭に置いて避難はすべきだと。空振りに終わってもいいから避難をするという考え方をしっかりと皆さんに持ってもらうために、啓発をしっかり行っていく必要があるんじゃないかというふうに思いました。そのあたりも、誤った教訓が残らないようにしていただければと思います。

それともう1点、防災士を養成しています、光市のほうは。自主防災アドバイザーという位置づけになっていただくということを前提に養成をしているところだと思います。

費用に関しても助成をしています。今、40人ぐらいでした、防災士の方を育ててきていると思うんですけども、このたびの豪雨災害時の働きについて、或いは、その防災士の方からの情報、或いは、感想、気づき、何か届いているとか、或いは、防災士のほうが連携して何かやっていたとか、何かそういう情報がありましたらいただければと思います。

○呉橋防災危機管理課長

先ほど委員からお尋ねの自主防災組織の働きのときに答えさせていただいたんですが、発災時に自主防災組織の役員間で情報共有に努め声かけをしたというお話をさせていただいたと思うんですが、これにつきまして地域の防災士さんが中心になってしっかりと働きかけをして地域の皆さんの安心感を植えたというような話は防災士さんから聞いております。

○仲山委員

ありがとうございます。僕のほうでも自主防災組織のほうでアドバイスをした旨の話も聞いておりますが、何分、なかなか見えにくいところがありまして、お伺いさせていただきました。

災害ボランティアセンターの運営のほうにも防災士の方が何人か関わって運営をしていらっしゃったのもありました。

防災士の方々は一定の知識とスキルを持っていらっしゃいます。それから、一般質問でも上げましたけれども、各避難所へ避難される方というのは、ほぼほぼその地域の方ですので、ある程度、避難所の運営についてのマニュアルをつくる時に、一緒に地域の方を交えてつくっていくということが大切かと思えます。そういうときにも各地域にいらっしゃる防災士の方が大変役に立つ場面だと思います。そのあたりも考えていただければと思います。防災士のスキルがほかに役に立つ場面、いろいろとあると思います。復旧の応援作業ももちろんそうでしょうけども、避難所運営、今申し上げました、あと支援物資のさばきであるとか、いろんな場面で役立つと思います。そのあたりも考えていったらいいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○田中委員

何点かお聞きしたいと思うんですが、防災のことに入る前に、まず2点ほどお聞きしたいんですが、今後に関わるので基本的なところでお聞きしたいのが、今回の議案のほうでも条例の改正案とかが出ておりましたが、来年に平成の表記について変わるという部分があるんですが、そういったものの扱いというものはどうなるのか、基本的なところを教えていただけたらと思います。

○讚井総務課長

平成の表記についてのお尋ねであります、平成31年5月1日に予定されている改元

により条例や規則などの例規に記載された平成の表記にどのような影響があるかとのこととありますが、例規にはまず公布日や施行日、条例番号であるとか規則の番号などが記載されておりますが、この部分につきましては、現行例規については全て過去の日になりますので特に影響はございません。

例規本文や書式の中における平成の表記に係る影響で言いますと、例えば期間限定で設置する要綱や補助金などの交付要綱などの時限的な例規、これにつきましては平成31年5月以降の具体的な日付が記載されている場合が考えられているところとありますが、そのようなケースにつきましては、大きく3通りの対応が考えられます。

まず1点目に、現行の例規をそのまま有効ということで取り扱う。2点目は読みかえ条例、読みかえ規則等によって一括して対応する、この場合は個々の例規の改正は行わないということになります。3番目には、個々の例規ごとに改正するという3つの対応が考えられるところとあります。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。

今、それで3つの方法が示されたわけなんですけど、光市としてはどれを選択されるという考え方をお聞かせいただけたらと思います。

○讚井総務課長

まず、国の法令の場合をちょっと御紹介したいと思いますが、昭和から平成に改元をされた場合とありますが、改元により法律上の効果が変わるものではないとの見解によって、特に支障が生じる場合がある場合を除き、改元があったことのみを理由として「昭和」を「平成」に改める改正は行っていないという過去の事例があります。

光市においても、旧光市であるんですが、平成のときの改元に当たっては読みかえ条例等による一括対応や個々の例規改正など、特段の対応は行っていない状況であります。

○田中委員

わかりました。市民の協議会のとことかでも期間を定めるのに平成33年とか35年とか、未来のことで、来ない元号を使ってやるのかというようなお話もありましたが、これを西暦表記に変えるとかいうのには規制があるんですか。

○讚井総務課長

現在ちょっとそこまで把握しきれておりません。

○田中委員

わかりました。来年来るお話なんで、その辺もちょっと検討していただきながら、国の動向もつかみながら対応していただけたらと思います。

次に、受動喫煙防止の取組みについてお聞かせいただけたらと思うんですが、7月に

受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が可決しまして、本庁舎のほうでも対応があったかと思うんですが、その取組みについてお聞かせいただけたらと思います。

○讚井総務課長

受動喫煙の本庁舎の取組みなんですが、市役所本庁舎におきましては、今回の健康増進法の一部改正の趣旨を踏まえまして、これまで市民の皆様や職員が多く利用する通路、入り口に近い場所にあった喫煙場所についてはこの受動喫煙を防止するために一定の距離を確保しようと対策を講じたところであります。

具体的には、今年の7月1日から正面玄関に設置をしておりました喫煙場所、それと西側の2階側の屋外階段から出入り口前に設置された喫煙場所、これを撤去するとともに、西側1階の夜間出入り口前につきましては、灰皿の削減や椅子などの撤去を行いまして、喫煙場所の規模の縮小を行ったところであります。

以上であります。

○田中委員

わかりました。対応されているということで、私も玄関口のところにあったときは、よく夕方に高校生とかがいたので、気にはなっていたので、対応していただいて少し良くなったのかなと思っています。

それで、あいぱーくのほうに行きますと、入り口のところとかに受動喫煙防止のステッカーとかシールみたいなのも張ったりしておりますので、外に向けてのPRにもなりますので、ぜひ本庁舎のほうにも表記をしていただけたらと思います。

それで、ちょっと防災のほうに入っていきたいと思うんですが、先ほど委員のほうからドローン協定のことについて質問もあったかと思うんですが、これは下松のほうとかでは災害時のドローン協定というものを結ばれているんですが、それがどういったものなのか、まずお聞かせいただけたらと思います。

○呉橋防災危機管理課長

災害時のドローンの活用についてですが、先ほども申し上げましたように風雨に弱いこととか、航空時間の持続が二、三十分と短いといった課題はあるものの、大規模災害においては人が立ち入れないような危険な場所、または道路が寸断されて交通機関が遮断されておるようなところにおいて状況確認とか搜索活動、救助活動への利用ができるという優位性があるということでございまして、現実にも平成28年の熊本地震であるとか、平成29年7月の九州北部豪雨災害、さらにはことしの7月の豪雨でも四国地方の山間部の状況確認など活躍して活動は広がっているようではあります。

現在、ドローンの活用協定につきましては、県内では4市、下松、下関、岩国、周南が協定を締結しておる状況であります。内容につきましては、先ほど申し上げましたようなことの利用が可能ということで協定を締結しているようでございます。

○田中委員

わかりました。災害後の土砂崩れ現場とか、いわゆる人が入れない場所に入って行って見ることができる、活用できるという部分もあるんですが、災害時のいわゆる浸水している場所がどのエリアだということを空から撮ることによって、記録に残すこともできます。

話を聞いた三丘のほうは、ちょっとこういう三丘になると話は変わってくるんですけど、ドローンを飛ばしてその映像を撮っているということも聞いておりますので、今回、三井のほうで浸水被害出ているんですけど、一目でどっからどこのエリアが浸かっていたかというのが記録に残って、今後に生かせるということもありますので、ぜひこのドローン協定を研究していただいて、協定を結べるように取り組んでいただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

続いて、メール配信サービスについてお聞きしたいと思うんですが、今回、災害が起きてメール配信サービスが非常に有効だということがわかったかと思いますが、この登録数について変化があればお知らせいただけたらと思います。

○呉橋防災危機管理課長

それでは、メール配信サービスについて御説明をさせていただきます。

メール配信サービスの防災情報の登録者数、これが平成25年4月1日時点で1,355人でありましたの対しまして、今年の9月1日現在で1,544人増となります2,899人が登録されておる状況で、着実に増加はしております。

このたびの災害の発生の前後、これを見てみますと、災害発生前の6月の増加数が1カ月で27人であったところ、直後の7月は207人の増加が見られます。さらには8月に65人の増加と、やはり大幅に登録者数の増加が見られたところであります。

このメール配信サービスというのは、文字で届きますので読み直すこともできますし、また、マナーモードにしていなければ受信音も聞こえてきますので、すぐに気がつくので情報提供、情報発信の有力な方法の一つではないかと考えております。

今後も積極的に周知を図りながら、登録者数の増加に努めていきたいというふうに考えております。

○田中委員

わかりました。今、御説明いただいたとおり、非常に有効な手段だと思っておりますので、増えたということで報告を今受けたんですけど、私、正直思ったより増えていないという印象です。全体の人数2,899人しか登録していないんだという印象なので、ぜひこれもっともって皆様に登録していただけるように、今回は本当、防災行政無線が聞こえないという声があったので、それを補完するためにもすごい有効な手段だということをお伝えしながら、登録者数が増えるように取り組んでいただけたらと思います。

そして、次に一般質問のほうで今回の災害のことを市民に聞くアンケートを行うといったような答弁があったかと思うんですが、その内容について少しお聞かせいただけたらと思います。

○呉橋防災危機管理課長

災害時の避難行動に関する課題であるとか改善策、これを我々も見出したいということから、今回行いました市民アンケートの中で災害時の避難についてという項目で臨時アンケートというかたちで調査を実施しているところでもあります。

臨時アンケートの具体的な設問内容ではありますが、まず避難情報の3種類、避難情報というのは3種類あるんですがこれを知っていますかと、今回の災害でそれぞれの避難情報に対してどのような行動をされたのか、さらには、今後どの段階で避難を開始するのかといった内容の設問をしておるところでもあります。

○田中委員

わかりました。アンケートなんで、そんなに詳しく根掘り葉掘り聞けないという部分はあるんですけど、聞くこと自体はいいんですが、もっと生の声を聞いていただきたいというのがあります。

先ほど中本委員のほうからも、本当に被害に遭った方たちの切実な声を紹介しながらもっと現場を見てほしいという声もありましたけど、防災無線の今さっき聞こえる、聞こえなかったという調査が必要ではという話も、業者では1キロ程度届くとかいうような御説明もありましたけど、これも車の燃費とかと一緒に思うんです。メーカーは何キロ走れますというのに実際はそんなにも走らないという生の声があったりとかいうものもありますし、その後の仲山委員の質問のときでも自主防災組織の活躍でどうだったかという御説明の中で、たくさんある中の一部を紹介されたのであれなんですけど、中村町なんかだと自主防災組織で自分たちで土のうステーションを持っていらっしゃって、実際200個を超える土のうを皆様でつくって川からあふれる水をとめたという活動もされているんですけど、実際でもそういったものがやっぱり耳にしていないのか、たまたま今紹介がなかったのかということはあるんですけど、ぜひもっと生の声を聞く機会をつくっていただけたらと思います。

そして、今回、委員会のほうで順番に環境福祉経済委員会も含めて各所管にお聞きしているんですけど、各部署ごとに検証は行っていらっしゃるんですけど、そういったことも含めて、他市においては今まででも検証委員会というものが開いたりして、外部の方も入れたりして全体的な検証もやったりということも取り組んでいらっしゃるんですけど、光市としてそういった声を集めて検証する機会というものは設けられないんですか。全体になるので副市長になるのかもしれませんが。

○呉橋防災危機管理課長

現在、いろんな復旧作業を行っておる段階でその中で検証をしておりますので、何らかの総括は必要ではないかというふうに考えておりますが、その総括の仕方については、今ここでどういうふうなことでと申し上げるということはできないことは御容赦ください。

○田中委員

わかりました。段階段階があるとは思いますが、市民にしてもだんだん色あせてしまうというのがありますし、要所要所で声を聞きながらやっていくということも、最終的な総括は出てくるんだと思うんですけど、そういった取り組みもしていただきたいと思えますし、また総合防災会議をやられると思うので、そういったところも意見をお聞きしながらももっとも生声を聞いて、取り組んでいただけたらと思えますので、そのことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○森重委員

すみません、1点ですけど、1点というか、このたびは災害一色ということでこういうときにしっかり学んでいきたいというふうに思うんですが。実際にもう災害に対しましてはどういう災害か、規模にもよりますし、実際、完璧な予防とか対処、対応ってなかなか本当難しいというふうに思いますが、総務部ということで防災対策の、また、災害時の中心的な役割を果たすところの部ということでしっかり関係あるものをちょっとお聞きしてみたいと思うんですが。まず、防災危機管理課なんですが、私たちはこの防災危機管理課という言葉に、災害時にはここというふうなイメージ的なものがあります、どうしても。しかし、実際にこの防災危機管理課がどのあたりのことまでをされているのか、その役割範囲みたいなものがしっかりまだとらまえてないの、ちょっと防災無線のときに部屋ができてというふうな、そんなイメージが、そんなあたりで、実際にはこの防災危機管理課というのがどのあたりまでのものをされているのかということをまずお聞きいたします。

○呉橋防災危機管理課長

防災危機管理課の災害時における役割ということでありますが、防災危機管理課は14ある対策部のうち総務対策部の総務班に属しまして、災害対策本部の運営や県及び防災関係機関との連絡調整、さらには気象情報等の収集、伝達、また各対策部からの災害情報、被害報告の取りまとめ、県消防庁への被害報告、避難準備・高齢者等避難開始であるとか避難勧告、避難指示等に関すること、また防災計画にもありましたようにその他多岐にわたる業務26業務をつかさどることになっております。

今回の災害におきましては、地域防災計画の規定に基づく具体的な業務といたしまして、避難情報の発令に係る防災行政無線を初めとする情報伝達手段の操作、これらの対策会議での資料作成、また県气象台との連携調整、避難所への物資の手配、気象・水位等の情報収集、県への体制や避難所の開設状況等の報告などを行ったところです。

実際には、状況が非常に切迫する中で業務が集中し、非常に多くかかってくる電話への対応等や避難者の集計、ホームページの掲載の業務等で逼迫した状況にありましたが、他課の職員の応援をいただいていたところではあります。

以上です。

○森重委員

多くの業務を今言われたので、なかなか、今、反省点も言われましたからあれなんで

すけれども、実際に、今回私もこのたびの災害に対しまして、初めて地域防災計画なんかも見てみたりもしたんですけど、その中で特に今回思ったのは、本庁舎全庁挙げての対応をされて大変御苦労だったと思いますし、さまざまな緊急な対応に対処されたということで、実際初めての新しい若い職員さんたちも確かに大変だったというふうに思いますけれども。地域防災計画の第2編の第6章には、災害応急体制の整備というところがございます。ここのところを職員の体制、そこは職員の体制ということが載っているんですけども、配備体制、職員の配備基準とか情報収集手段の確保、また応急活動に必要なマニュアルの作成等というふうなこういうところがあるんですが、ここのあたりのところを今回の災害を受けて、いろいろ今回の委員会の中でも教育所管とか市民部とかいろいろところでそういう反省点、また課題、問題点等もお聞きしておりますけれども、そういうものが、職員体制の整備の中で実際に本当に生かされていかなければいけないというふうにも思うんです。

この第6章の職員体制というところがあるんですが、見られたかわかりませんが、このあたりは実際に現場ではスムーズにというか、機能がどうだったんですかと思って、それだけお聞きしたいと思います。

○呉橋防災危機管理課長

職員の体制につきましては、それぞれの状況に応じて第1警戒態勢、第2警戒態勢、災害警戒本部体制、あと災害対策本部体制というふうになっておるんですが、それぞれにおいて参集人数を定めておまして、それに依って参集してもらうんですが、今回は災害対策本部体制までになりましたが、道路の寸断であるとか大きな参集の妨げになるような災害は起こっておりませんので、ほとんどの職員が災害対策本部体制のときは対応に当たられたということです。

○小田総務部長

若干補足というか、言い方をちょっと変えさせていただくと、これは一般質問のほうでもお答えをしておりますが、災害対策本部も含めて災害警戒本部体制、第2警戒体制とか、それぞれで基本的な体制はこの防災計画に位置づけたとおり各部において何人というようなかたちで指定をしております。ただその状況に応じて、計画のほうにも位置づけてあるんですが、柔軟な対応をするということになっておりますので、状況によっては警戒本部体制でもかさ上げをして持っていきますし、ここで各所属班の人数も整備をしておりますが、災害の状況によっては必要のないものもありますし、全然関係のないことも位置づけてあります。ですから、この体制で必要がないところについて、例えば今回の状況であれば、市民からの電話等が多数にわたったということで、総務班については防災危機管理課のほうに総務のほうから応援を寄こしたり、例えばその後においても現場確認が必要であるということで、今回も御質問もいただいて対応の件もいろいろ言われましたが、そういうかたちで各部のほうから随時の応援を行っているところです。その応援の仕分けをやるのも私たちの大きな仕事の一つでございます。そういうかたちで臨機応変に、基本体制は組んでおりますが、それぞれの状況に応じて対応し

ているというようなイメージでございます。

○森重委員

わかりました。実際、この地域防災計画は本当の大きなところの大もとの計画ですから、これが実際にどう機能するか云々は問題ではなく、そのときに臨機応変に現場に応じた対応をされたんだというふうに思います。

そういうことで、結局、最終的に一番大事なのは応急活動に必要なマニュアル作成、一般質問等でも今後そのような緊急対応のそういう具体的なマニュアル等も必要であるというふうな所見もいただきましたので、そのあたりをしっかりと、忙しいと思いますしいろんなことがこれからも起きますので、教育委員会なんかでもいろいろ課題点も、避難所でもいろいろ具体的に上がっておりましたので、そういうふうなものをしっかりと総務のほうでまとめ上げていただきまして、次に備えていただきたいというふうに要望いたします。

以上です。

○林委員

すみません。1点だけ。消防団の活動についてお伺いをしたいと思います。

このたびの災害は思いのほか各地域に甚大な被害をもたらしました。7月6日の夜中に私どもの地域では、県道光日積線の片山、石田の山の崩落により道が寸断され、陸の孤島となりました。このようなとき、7月7日の土曜日、地域の消防団が自発的に行動してくださり、他に多くの方々が協力して、県道をふさいだ山崩れの大木をチェーンソーで切り、また土砂をのけるショベル機器を2台使用し、またこの土砂をのける車等々を使用いたしまして、1日以上かかってようやく片側通行ができた次第でございます。

そこで、各地域に消防団という組織があり、身近であるのに活動の様子を私どもは知らないことが多いと思いますので、この点を教えていただきたいと思います。まず、消防団の現状を教えてください。

○中原消防担当課長

林委員の御質問にお答えいたします。

まず、本市の消防団の現状ということでございます。本市の消防団について、まず御紹介させていただきます。

本市の消防団につきましては、1本部、12分団、1機動隊で構成され、条例で定めております団員定数530人に対して、9月1日現在の段員数は523人となっており、団員はそれぞれの職業を持つ傍ら、火災出動を初め、訓練や広報活動を行っているところでございます。

以上でございます。

○林委員

523人団員の方がいらっしゃって、分団が12ということで、この中にちょっと私の中で調査した中では女性の方も21名いらっしゃるということでございますが、これよろしいですか。

○中原消防担当課長

ただいまの女性の分団員につきましては、9月1日現在で18人となっております。以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。

この消防団と消防長との連携というんでしょうか、そういうのがちょっと私たち認識がないんですけど、その部分では教えていただけますか。

○中原消防担当課長

委員お尋ねの消防団の指揮命令系統についてでございます。

消防団活動につきましては組織で行動し、危険な災害現場でも活動が多いことから全国的に統一された階級制度のもとで指揮命令系統をはっきりさせ、消防団長や副分団長の指示に従って行動しているところでございます。

以上でございます。

○林委員

消防団長は指揮命令をとって行動するというを今お知らせいただきましたけれども、私、ちょっとわからないのが、出初め式なんかで隊列を組んで行進しているのを見せていただいておりますけれど、いわゆる消防署の長と消防団との関係というのでしょうか、連携はどういうふうな指揮命令はそういう部分で、ちょっとわかりにくいですが、私が言うのが。

○中原消防担当課長

ただいまの御質問ですが、災害時には消防署のほうは消防長が指揮をとりまして、消防団のほうは消防団長が指揮をとる、そういうことになっております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。了解いたしました。

このたびの7月の災害時の消防団の活動、それはいかがでしたでしょうか。もし御報告があれば教えてください。

○中原消防担当課長

このたびの豪雨災害時の消防団の活動についてでございます。

島田川流域を管轄する5つの分団、それから光市全域の災害に出動する機動隊、こちらが対応しているところでございます。

活動については、主に住民の避難誘導、それから警戒広報、こういったことを行っております。

以上でございます。

○林委員

実際に今御説明していただいたことは了解しましたけれども、災害時のときに地域の島田とか三井とか周防とか、そういうところの消防団の方々の活躍というのでしょうか、どういうふうな動きをなさったか、もしわかれば教えてください。

○中原消防担当課長

このたびの7月の豪雨災害について、分団がどういった動きをしたかということでございます。

このたびの豪雨災害においては、まず三井地区を管轄する第2分団、それから上島田地区を管轄する第3分団、そして周防地区を管轄する第8分団、こちらの団員が自宅、それから自家用車が浸水する中、避難誘導、それから警戒活動のほうを行っているところでございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。

消防団の方も被災されながら、こういうことに尽力されたということは敬意を表したいと思っております。

日ごろからの消防団の方々は、ときどき見るのに消防庫できれいに整備しながらいつでも出動できるような体制をとっているやに思いますけれど、そういう消防団おのこの訓練というんでしょうか。そういうものはおありでしょうか。

○中原消防担当課長

消防団員につきましては、本来の仕事がありますので、訓練は効果的かつ効率的に実施することを目的に年間計画を立てております。

大きな訓練といたしましては、団の幹部を対象とした訓練、消防団全体での訓練、代替での訓練があります。それはそれぞれ年に1回実施しているような状況です。そのほかにも各分団ごとに年2回の個別訓練、それから1カ月に2回程度の消防ポンプ自動車、それから消防資機材の取り扱い訓練、こういったところを行っているところでございます。

以上でございます。

○林委員

詳細にわたってありがとうございました。

私たちが消防団といった昔はそれこそ、昔のことを言ったらおかしいんですけど、火を消してくださる、火事の際にはそういうことをしてくださる強い味方というのがすごくございましたけれども、そういう常日ごろの培われた訓練の賜物がいろいろとこういうふうに行動をしていただき、このたびの被災地へも出向いていただいたということに感謝をしたいと思います。

また、若者たちがまた結構この団に入っていらっしゃるといことがありまして、強いものを感じるわけがございますけれども、これからも誇りを胸に頑張ってもらいたいと願っておりますし、若者にしっかりと啓発をしていただきたいと思います。

ありがとうございました。終わります。

○田邊委員

消防団の話が出ましたが、1点だけ、消防団の、今年の夏がすごく酷暑だったんですけど、熱中症対策に取り組んだところをお話してください。装備を背負って訓練なんかしたと思われるんですけど、その点だけお願いします。

○中原消防担当課長

田邊委員の御質問にお答えいたします。

炎天下での活動、それから訓練時における熱中症対策についてでございますが、消防職団員の活動時の熱中症予防を目的といたしまして、総務省消防庁から安全管理マニュアルが発出されております。これを受けて活動が長期にわたる場合は水分や塩分を小まめに摂取するなど熱中症の予防対策に周知しているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

今後とも周知徹底して熱中症対策よろしくをお願いします。

以上です。

○中本委員

簡潔にちょっとお話しをさせていただきます。

縷縷いろんなことを言いました。よろしくまたお願いをいたします。

今回の災害でいろんな状況の中で、土、日明けて、週明けました。各所管にいろんな情報伝達をされ、組織をもってこの災害対策に臨んでこられたと。非常に熱心な職員な方たちに我々の地域も助かりました。特に災害ごみは近くで4カ所を設置いたしまして、災害ごみは環境事業課の職員が、市の職員も輪番制で10日ぐらいかけて撤去いただきました。暑い中を本当にありがとうございました。

いろんな情報伝達は自治会長と民生委員とタッグを組んで、いろんな証明書の発行の御案内を含めてやりました。

特に、衛生対策、消毒については市の素人の職員が四、五人参りまして各家を回って、

消毒を入念にする、被災者の皆さんの声を聞きながら家の中まで隅々まで消毒をして回って、家にも参りました。本当に暑い中、熱心にその仕事に専念されて、被災者に寄り添ったかたちでやられたということは目の当たりにして本当にお疲れでございました。ありがとうございましたと言わなければなりません。

いろんな教訓を踏まえて、今後はやっぱり共助さらには自助、公助で役所をお願いすれば何でもしてくれるんだという姿勢はやっぱりやめて、地域の防災組織を強化し、共助、隣近所で助け合う、最終的にはやっぱり、自分自身がその状況自体を把握しながら備えていくということが大事だなということを感じました。

職員の方もたくさんいろんなことで助けていただきましたのをちょっと言い忘れておりましたので、最後のつけ加えさせていただきました。ありがとうございました。